

四天王寺大学学則（案）

第1章 総則

（名称・設置者）

第1条 本学は四天王寺大学と称し、学校法人四天王寺学園がこれを設置する。

（目的）

第2条 本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、現代社会において必要とされる知識を広く授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学部、学科または専攻ごとに別に定める。

（自己点検・評価）

第3条 前条の目的および使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の自己点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

（所在地）

第4条 本学は大阪府羽曳野市学園前3丁目2番1号に置く。

第2章 学部、学科組織、学生定員および修業年限

（学部、学科、専攻）

第5条 本学に次の学部、学科、専攻を置く。

文学部	日本学科
	国際コミュニケーション学科
社会学部	社会学科
	人間福祉学科
教育学部	教育学科
経営学部	経営学科 公共経営専攻
	企業経営専攻

看護学部 看護学科

(学生定員)

第6条 入学定員、3年次編入学定員および収容定員は次の通りとする。

学部学科専攻	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文学部			
日本学科	100人	0人	400人
国際コミュニケーション学科	90人	0人	360人
社会学部			
社会学科	160人	0人	640人
人間福祉学科	70人	0人	280人
教育学部			
教育学科	260人	10人	1,060人
経営学部			
経営学科			
公共経営専攻	40人	0人	160人
企業経営専攻	120人	0人	480人
看護学部			
看護学科	80人	0人	320人
総数	920人	10人	3,700人

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 在学年限は8年を超えることはできない。ただし第38条の規定により入学した学生については、定められた在学年数の2倍の年数をもって限度とする。

第3章 学年、学期、授業日数および休業日

(学年)

第8条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

夏学期 4月1日から9月19日まで。

冬学期 9月20日から翌年3月31日まで。

- 2 必要がある場合は前項の期間を変更することができる。

(Semester)

第10条 夏学期ならびに冬学期のそれぞれの学期を1 Semesterとする。

(授業日数)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各学期の授業日数は15週にわたることを原則とする。

3 教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(休業日)

第12条 休業日は原則として次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学園の創立記念日 2月22日

(4) 夏期休業日 8月5日から8月31日まで

(5) 冬期休業日 12月27日から1月7日まで

(6) 春期休業日 3月25日から4月1日まで

2 必要がある場合は前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第4章 授業科目および単位

(授業科目および授業の方法)

第13条 授業科目は、その内容により基礎教育科目、共通教育科目、専門教育科目、教職に関する科目および司書教諭の講習に関する科目に区分し、必修科目、選択科目および自由科目に分ける。ただし、自由科目の単位数は卒業に必要な単位数に算入しない。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用することにより、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(授業科目の編成等)

第14条 授業科目の編成、単位数等は別表第1の通りとする。

第5章 履修方法および課程修了の認定

(卒業の要件)

第15条 卒業するためには、本学に8セメスター、4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め124単位以上を修得しなければならない。

ただし、看護学部看護学科は、126単位以上を修得しなければならない。

- (1) 文学部日文学科
 1. 基礎教育科目 6単位
 2. 共通教育科目 30単位
 3. 専門教育科目 88単位
- (2) 文学部国際コミュニケーション学科
 1. 基礎教育科目 6単位
 2. 共通教育科目 32単位
 3. 専門教育科目 86単位
- (3) 社会学部社会学科、人間福祉学科
 1. 基礎教育科目 6単位
 2. 共通教育科目 30単位
 3. 専門教育科目 88単位
- (4) 教育学部教育学科
 1. 基礎教育科目 6単位
 2. 共通教育科目 20単位
 3. 専門教育科目 98単位
- (5) 経営学部経営学科
 1. 基礎教育科目 6単位
 2. 共通教育科目 32単位
 3. 専門教育科目 86単位
- (6) 看護学部看護学科
 1. 基礎教育科目 6単位
 2. 共通教育科目 18単位
 3. 専門教育科目 102単位

(教員免許状)

第16条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条の規定によるほ

か、教育職員免許法および同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の各学部・学科・専攻において取得できる教育職員の資格および免許状の種類は、下表の通りとする。

学部・学科・専攻		免許状の種類
文学部	日本学科	中学校教諭 一種免許状（国語）
		高等学校教諭 一種免許状（国語）
		高等学校教諭 一種免許状（書道）
	国際コミュニケーション学科	中学校教諭 一種免許状（英語）
		高等学校教諭 一種免許状（英語）
社会学部	社会学科	中学校教諭 一種免許状（社会）
		高等学校教諭 一種免許状（地理歴史）
		高等学校教諭 一種免許状（公民）
	人間福祉学科	高等学校教諭 一種免許状（公民）
		高等学校教諭 一種免許状（福祉）
教育学部	教育学科	小学校教諭 一種免許状
		幼稚園教諭 一種免許状
		中学校教諭 一種免許状（英語）
		高等学校教諭 一種免許状（英語）
		養護教諭 一種免許状
		特別支援学校教諭 一種免許状（知・肢・病）
		中学校教諭 一種免許状（数学）
		高等学校教諭 一種免許状（数学）
		中学校教諭 一種免許状（理科）
		高等学校教諭 一種免許状（理科）
看護学部	看護学科	養護教諭 一種免許状

3 教育学部教育学科については、取得できる免許状の種類は別にこれを定める。

（その他の資格）

第17条 本学において厚生労働大臣の指定する科目の単位を修得し、卒業した者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

2 学校図書館司書教諭講習の修了証書を取得しようとする者は、小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状を取得するとともに、別表第1に定められる授業科目および単位を修得しなければならない。

3 社会学部人間福祉学科において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号の規定に基づく社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める科目の単位を修得し、本学を卒業した者は、社会福祉士試験受験資格を得ることができる。

また、本学の所定の選抜試験に合格した者（最大定員20名）で、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第1号及び第2号の規定に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める科目の単位を修得し、本学を卒業した者は、精神保健福祉士試験受験資格を得ることができる。

社会福祉士試験受験資格及び精神保健福祉士試験受験資格を得るために必要な事項については別に定める。

4 教育学部教育学科において、児童福祉法施行令および同法施行規則第6条の2の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める修業教科目の単位を修得し、卒業した者は、保育士資格を得ることができる。

保育士資格を得るために必要な事項については別に定める。

5 文学部日本学科および社会学部社会学科において、博物館法及び同施行規則に基づき、別に定める所定の科目の単位を修得し、卒業した者は、博物館学芸員資格を得ることができる。

6 看護学部看護学科において、卒業の認定を受けた者は、看護師の国家試験受験資格を取得することができる。

また、保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、別に定める所定の科目の単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第18条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目および演習科目については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。
- (4) 卒業研究については、必要な学修等を考慮して4単位とする。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 試験は履修した授業科目について、筆記、口述、論文等の方法によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第19条の2 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験等の評価)

第20条 試験等の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 前項の合格の評価は秀、優、良、可の4段階をもって表示する。
- 3 単位の修得および試験に関する規程は別に定める。

(他の大学・専門職大学または短期大学における授業科目の履修等)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）または短期大学に留学する場合、外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の大学または短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科に

おける学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第1項および第2項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業および学位

(卒業)

第24条 本学に8 Semester、4年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、第54条に定める学部教授会、第52条に定める教育研究評議会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第25条 前条により卒業の認定を受けた者には、学士の学位を授与する。

文学部 学士 (文学)

社会学部 学士 (社会学)

教育学部 学士 (教育学)

経営学部 学士 (経営学)

看護学部 学士 (看護学)

第7章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第26条 入学の時期は、夏学期・冬学期の始めとする。

(入学資格)

第27条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者（大学入学資格検定合格者を含む）
- (8) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学志願）

第28条 入学志願者は本学所定の入学願書に入学検定料および別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（選考）

第29条 入学志願者については学科試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

（入学手続）

第30条 前条の合格者は指定の期日までに本学所定の誓約書、保証書を提出するとともに入学金および授業料等の一部を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

（保証人）

第31条 保証人は保護者またはこれに準ずる者であって、当該学生を保護監督し、授業料等の支払いその他本人にかかる一切の事項について身元保証の責を負う。

（異動手続）

第32条 本人、保証人に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届出なけ

ればならない。

- 2 保証人が死亡その他の事由でその責を果し得なくなったときには新たに保証人を定めなければならない。

(休学)

第33条 病気その他やむを得ない事情のため、引続き6週以上にわたり修学することができない者は、その事由を付して休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 病気等のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。
- 3 休学した者はその学期の試験を受けることはできない。

(休学の期間)

第34条 休学期間は休学を許可された日から当該学期末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、翌学期末まで休学の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は連続して2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は通算して4年を限度とする。
- 4 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、病気回復による復学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 復学の時期は学期の始めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。
- 3 復学の手続きは休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その事由を付して学長に退学を願い出てその許可を得なければならない。

(再入学等)

第37条 一旦退学した者が2年以内に再入学を申し出た場合は、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

- 2 授業料等滞納による除籍者が2年以内に再入学を申し出た場合も、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

- 3 前項に定める除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することがある。

(編入学・転入学)

第38条 本学への編入学または転入学を願い出た者については、選考のうえ入学を許可することがある。編入学または転入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 他の大学の2年次以上に在学中の者
- (2) 大学を卒業した者、もしくは大学に2年以上在学し退学した者
- (3) 短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (4) 第27条に定める大学入学資格を持ち、かつ、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることおよびその他の文部科学大臣の定める基準を満たすこと）を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることおよびその他の文部科学大臣の定める基準を満たすこと）を修了した者

- 2 前項により編入学または転入学を許可された者の本学に入学する前に既に修得した授業科目および単位数の取り扱い、入学後在学すべきセメスターについては、別に定める。

(転学)

第39条 本学から他の大学に転学しようとする者は、その事由を付して学長に願い出て、許可を得なければならない。

(転学部転学科)

第40条 学内における転学部転学科は、特にやむを得ない事由がある者については、2セメスターまたは4セメスター終了時において、転学部転学科を希望する学科の欠員を補充する範囲内で、審査のうえ認める。

- 2 前項により一旦転学部転学科した者は、再び転学部転学科することはできない。
- 3 第1項により2セメスター終了時に転学部転学科を願い出て不許可になった者も、4セメスター終了時に再度転学部転学科を願い出ることは妨げられない。
- 4 同一学科内における専攻の変更を希望する場合も、第1項、第2項および第3項に準ずる。

(留学)

第41条 留学は、本人の教育上有益と認められる範囲で本学がこれを認め、その許可を得

た場合は、これを行うことができる。

- 2 前項に定める留学を行おうとする者は、その事由を付して学長に願い出なければならない。

(留学期間)

第42条 前条による留学の期間は別に定める。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (2) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第34条に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

(外国人留学生)

第44条 外国籍をもつ者で留学のため本学に入学を志願する者は、別に定めるところにより選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、本学則の学生に関する規定を準用する。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等

(諸納付金)

第45条 本学の入学検定料、入学金および授業料等（授業料、運営維持費、施設拡充費、在籍料をいう）の額は別表第2の通りとする。

- 2 前項の諸納付金の納入に関する規程は別に定める。

(納入期日)

第46条 授業料等は毎年これを夏学期および冬学期の2回に分けて次の期日までに納入しなければならない。

夏学期 4月1日

冬学期 10月1日

(休学中の授業料等)

第47条 1学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

- 2 退学する者または退学もしくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

(返還)

第48条 既納の入学検定料および入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 既納の授業料等は、入学手続き時における授業料等で当該年度の始まる前日の3月31日まで（当日が休日に当たるときは休日の前日まで）に入学辞退の申出があった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

(奨学金)

第49条 学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第9章 職員組織

(職員)

第50条 本学に名誉学長、学長、教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）、事務職員およびその他必要な職員を置く。

- 2 本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
- 3 各学部に学部長を置く。

(職務)

第51条 職員の職務は、次の通りとする。

- (1) 名誉学長は、本学の象徴であって、学長の要請に基づき本学の宗教的儀礼を行う。
- (2) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (3) 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務を掌り、学長が職務に支障あるときは、これを代行する。
- (4) 学長補佐は、学長を補佐し、命を受けて企画・立案を行う。
- (5) 学部長は、学長の命を受け、当該学部の校務を掌り、所属職員を監督する。
- (6) 教育職員は、学長の命に従い教育、研究その他校務に従事するとともに学生の指導にあたる。
- (7) 事務職員およびその他の職員は、学長の命に従い、校務を管理、遂行するとともに、教育職員と協力して学生の指導にあたる。

第10章 教育研究評議会、大学運営会議、学部教授会

(教育研究評議会)

第52条 本学に教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会に必要な事項は、別に定める。

(大学運営会議)

第53条 本学に大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に必要な事項は、別に定める。

(学部教授会)

第54条 本学の各学部に教授会（以下、「学部教授会」という。）を置く。

2 学部教授会に必要な事項は、別に定める。

第11章 付属施設

(図書館)

第55条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は別に定める。

(地域連携推進センター)

第56条 本学に地域連携推進センターを置く。

2 地域連携推進センターに関する規程は別に定める。

(研究所)

第57条 本学に仏教文化研究所を置く。

2 研究所に関する規程は別に定める。

(保健センター)

第58条 本学に保健センターを置く。

2 保健センターに関する規程は別に定める。

(共同教育研究等の組織)

第59条 本学に共同教育研究等のために次の組織を置く。

(1) 高等教育推進センター

(2) グローバル教育センター

2 前項に定める組織に関する規程は別に定める。

第12章 科目等履修生・学術交流生

(科目等履修生)

第60条 本学において特定の授業科目につき履修を希望し、その授業科目の単位の修得を希望する者がいるときは、在学生の学修に支障のない場合に限り審査のうえ、科目等履修生として修学を許可することがある。

(科目等履修の手続)

第61条 科目等履修を許可された者は指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、別に定める登録料および科目等履修料を納入しなければならない。

(修了試験)

第62条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受験することができる。

(単位の認定および証書等)

第63条 科目等履修生が履修した授業科目の修了試験を受験し、これに合格したときには、本学の定めるところにより単位の認定を受け、修了証書の授与を受けることができる。

2 科目等履修生としての在籍年数は、正規の課程における在籍年数として認定することはできない。

(学術交流生)

第64条 外国の大学あるいはそれに相当する教育機関に在学中の者、またはこれを卒業した者で、日本国内の教育機関等において教育を受ける目的、あるいは学術交流を行う目的をもって入国し、本学においてその目的の達成を希望する者があるときは、当該外国公館もしくは公共機関等の発行する身分証明書または推薦書のある場合に限り、審査のうえ学術交流生として受け入れることがある。

(学則の準用)

第65条 科目等履修生に対しては、第2章、第4章ないし、第6章および第8章を除き、本学則を準用する。

2 前条に定める学術交流生に対しては、第2章、第4章ないし、第6章および第8章を除き、本学則を準用する。

第13章 公開講座

(公開講座)

第66条 本学は市民文化の向上その他諸研究教育活動に資するため、必要に応じ公開講座または講習会を開催することがある。

2 公開講座のうち特別公開講座については、正規の授業科目として単位認定を行うことができる。なお、特別公開講座の受講生のうち単位の修得を希望する者については、「科目等履修生」に該当するものとしてその規定を準用する。

第14章 賞罰

(表彰)

第67条 次の各号の一に該当する者は、学部教授会の議を経てこれを表彰することができる。

- (1) 学業成績および人物が特に優秀な者
- (2) 他の学生の模範とすべき篤行のある者

(懲戒)

第68条 本学の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為があった者は、その軽重に従い、別に定められた規程に則り、審議する。

2 懲戒は訓告、停学、退学の3種とする。

(退学処分)

第69条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の建学の精神および学則、諸規程、教育方針もしくは誓約書の記載事項に反し、又は学生の本分にもとる行為のあった者
- (5) 訓告または停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

(遵守事項)

第70条 学生が遵守しなければならない事項は本学則に規定するもののほか、別に定める。

第15章 寄宿舍

(寄宿舍)

第71条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍については、別に定める。

第16章 改廃

(学則の改廃)

第72条 この学則の改正は、学部教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は昭和42年4月1日から施行する。
- 2 本学則は昭和43年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 本学則は昭和45年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 本学則は昭和47年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 本学則は昭和49年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 本学則は昭和50年4月1日から一部改正し施行する。ただし第15条、第16条および第

23条の規定は昭和50年1月8日から適用する。

7 本学則は昭和51年4月1日から一部改正し施行する。ただし第15条、第16条および第23条の規定は昭和51年1月8日から適用する。

8 本学則は昭和52年4月1日から一部改正し施行する。ただし第15条、第16条および第23条の規定は昭和52年1月8日から適用する。

9 本学則は昭和53年4月1日から一部改正し施行する。ただし第15条、第16条および第23条の規定は昭和52年12月1日から適用する。

10 本学則は昭和54年4月1日から一部改正し施行する。ただし第15条、第16条および第23条の規定については昭和54年度入学生に対して昭和53年11月22日から適用する。

11 本学則は昭和54年12月10日から一部改正し施行する。旧学則は同日付をもって廃止する。

12 本学則は昭和55年4月1日から一部改正し施行する。ただし経過措置として次の通り定める。

(1) 昭和52年度以前の入学生については、第13条の規定にかかわらず、「一般教育科目」および「専門教育科目」の修得単位数は、なお従前の例による。

(2) 昭和54年度以前の入学生については、第39条、第40条および別表第1の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」、「休学中の授業料等」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。

13 本学則は昭和56年4月1日から一部改正し施行する。ただし経過措置として次の通りと定める。

(1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。

(2) 昭和54年度以前の入学生については、第39条および第40条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」および「休学中の授業料等」の取り扱いは、なお従前の例による。

14 本学則は昭和57年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和57年度入学生に対して昭和56年12月10日から適用する。

(1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。

- (2) 昭和54年度以前の入学生については、第39条および第40条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」および「休学中の授業料等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 15 本学則は昭和58年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和58年度入学生に対して昭和57年12月10日から適用する。
- なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 16 本学則は昭和59年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和59年度入学生に対して昭和58年12月10日から適用する。
- なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 17 本学則は昭和59年4月1日から一部改正し施行する。ただし、昭和58年度以前の入学生には第13条2項に定める「進級の基準」を適用せず、なお従前の例による。
- 18 本学則は昭和60年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和60年度入学生に対して昭和59年12月10日から適用する。
- なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 19 本学則は昭和61年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和61年度入学生に対して昭和60年11月13日から適用する。
- なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 20 本学則は昭和61年4月1日から一部改正し施行する。ただし、第5条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成11年度までの間の入学定員は、次の通りとする。
- 仏教学科10人、教育学科80人、言語文化学科 日本語日本文化専攻80人、英語英米文化専攻100人、アラビア語アラビア文化専攻30人、社会学科100人、合計400人。
- 21 本学則は昭和62年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和62年度入学生に対して昭和61年12月5日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。

22 本学則は昭和63年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は昭和63年度入学生に対して昭和62年11月28日から適用する。

23 本学則は平成元年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は平成元年度入学生に対して昭和63年11月29日から適用する。

24 本学則は平成2年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は平成2年度入学生に対して平成元年11月30日から適用する。

25 本学則は平成3年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は平成3年度入学生に対して平成2年11月30日から適用する。

26 本学則は平成4年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第38条の規定は平成4年度入学生に対して平成3年12月3日から適用する。

ただし第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学科・専攻		平成4年～11年度
		入学定員
仏教学科		20人
教育学科		80人
言語文化学科	日本語日本文化専攻	80人
	英語英米文化専攻	100人
	アラビア語アラビア文化専攻	45人
社会学科		200人
計		525人

27 本学則は平成5年4月1日から一部改正し施行する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第17条の規定にかかわらず「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いはなお従前の例による。

28 本学則は平成6年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）および第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

29 本学則は平成7年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）および第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平

成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

30 本学則は平成8年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）および第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

31 本学則は平成9年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）および第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

32 本学則は平成10年4月1日から一部改正し施行する。ただし平成9年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

33 本学則は平成11年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

34 本学則は平成12年4月1日から一部改正し施行する。ただし、第5条、第25条の規定にかかわらず、平成11年度以前の入学生については、なお従前の規定を適用する。

また、第6条の規定にかかわらず、平成16年度までの間、入学定員および編入定員ならびに収容定員は下表の通りとする。

年度		平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員												
仏教学科		20人	2人	84人												
教育学科		80人	20人	360人												
言語文化	日本語日本文化専攻	76人	10人	336人	72人	10人	328人	68人	10人	316人	64人	10人	300人	60人	10人	284人

学科	英語英米文化専攻	96人	35人	466人	92人	35人	458人	88人	35人	446人	84人	35人	430人	80人	35人	414人
	アラビア語アラビア文化専攻	42人	3人	183人	39人	3人	177人	37人	3人	169人	34人	3人	158人	32人	3人	148人
社会学科		190人	40人	870人	180人	40人	850人	170人	40人	820人	160人	40人	780人	150人	40人	740人
人間福祉学科		100人		300人	100人		400人									
計		604人	110人	2,599人	583人	110人	2,657人	563人	110人	2,595人	542人	110人	2,512人	522人	110人	2,430人

35 本学則は平成13年4月1日から一部改正し施行する。

36 本学則は平成14年1月1日から一部改正し施行する。

37 本学則は平成14年4月1日から一部改正し施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成16年度までの間、入学定員および編入学定員ならびに収容定員は下表の通りとする。

学科別	年度	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
仏教学科		20人	2人	84人	20人	2人	84人	20人	2人	84人
教育学科		80人	20人	360人	80人	20人	360人	80人	20人	360人
言語文化 学科	日本語日本文化専攻	68人	10人	316人	64人	10人	300人	60人	10人	284人
	英語英米文化専攻	88人	35人	446人	84人	35人	430人	80人	35人	414人
	アラビア語アラビア文化専攻	37人	3人	169人	34人	3人	158人	32人	3人	148人
社会学科		170人	40人	820人	160人	40人	780人	150人	40人	740人
人間福祉学科		100人	40人	440人	100人	40人	480人	100人	40人	480人
計		563人	150人	2,635人	542人	150人	2,592人	522人	150人	2,510人

38 本学則は平成15年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

39 本学則は平成16年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、従前の例による。なお、第6条の規定にかかわらず、平成19年度までの間、入学定員および編入学定員ならびに収容定員は下表の通りとする。

学科別		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員									
仏教学科		20人	2人	84人									
教育学科		80人	20人	360人									
言語文化学科	日本語日本文化専攻	60人	10人	284人	60人	10人	272人	60人	10人	264人	60人	10人	260人
	英語英米文化専攻	100人	35人	434人	100人	35人	442人	100人	35人	454人	100人	35人	470人
	アラビア語アラビア文化専攻	32人	3人	148人	32人	3人	141人	32人	3人	136人	32人	3人	134人
社会学科		150人	40人	740人	150人	40人	710人	150人	40人	690人	150人	40人	680人
人間福祉学科		130人	40人	510人	130人	40人	540人	130人	40人	570人	130人	40人	600人
計		572人	150人	2,560人	572人	150人	2,549人	572人	150人	2,558人	572人	150人	2,588人

40 本学則は平成17年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

41 本学則は、平成18年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

- (1) 平成17年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」のうち基本教育科目および専門教育科目の取り扱いは、なお従前の例による。
- (2) 平成17年度以前の入学生については、第13条および第15条乃至第17条の規定にかかわらず「授業科目」、「卒業の要件」、「教員免許状」および「その他の資格」の取り扱いは、なお、従前の例による。
- (3) 第6条の規定にかかわらず、平成21年度までの間、入学定員および編入学定員ならびに収容定員は下表の通りとする。

学科別	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員									
仏教学科		20人	2人	84人									
教育学科		80人	20人	360人									
言語 文化 学科	日本語日本文化専攻	60人	10人	264人	60人	10人	260人	60人	10人	260人	60人	10人	260人
	英語英米文化専攻	100人	35人	454人	100人	35人	470人	100人	35人	470人	100人	35人	470人
	アラビア語アラビア文化専攻	32人	3人	136人	32人	3人	134人	32人	3人	134人	32人	3人	134人
社会学科		150人	40人	690人	150人	40人	680人	150人	40人	680人	150人	40人	680人
人間 福祉 学科	社会福祉専攻	90人	40人	530人	90人	40人	520人	90人	32人	472人	90人	32人	424人
	保育専攻	40人	0人	40人	40人	0人	80人	40人	8人	128人	40人	8人	176人
計		572人	150人	2,558人	572人	150人	2,588人	572人	150人	2,588人	572人	150人	2,588人

42 本学則は平成18年7月1日から一部改正し施行する。

43 本学則は平成19年4月1日から一部改正し施行する。

44 本学則は、平成19年8月1日から一部改正し施行する。

45 本学則は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

- (1) 平成19年度以前の入学生については、第5条、第6条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」は従前の例による。
- (2) 平成19年度以前の入学生については、第13条乃至第18条、第20条および第40条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」、「単位の計算方法」、「試験等の評価」および「転科」の取り扱いは、なお従前の例による。
- (3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学部 学科専攻	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学 定員	編入 学定員	収容 定員									
人文社会学部												
仏教学科	0人	2人	64人	0人	2人	44人	0人	0人	22人	0人	0人	0人
教育学科	0人	20人	280人	0人	20人	200人	0人	0人	100人	0人	0人	0人
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	50人	10人	250人	50人	10人	240人	50人	0人	220人	50人	0人	200人
英語英米文化専攻	0人	35人	370人	0人	35人	270人	0人	0人	135人	0人	0人	0人
アラビア語アラビア 文化専攻	0人	3人	102人	0人	3人	70人	0人	0人	35人	0人	0人	0人
中国語アジア文化専 攻	50人	0人	50人	50人	0人	100人	50人	0人	150人	50人	0人	200人
英語文化学科	100人	0人	100人	100人	0人	200人	100人	0人	300人	100人	0人	400人
社会学科	150人	40人	680人	150人	40人	680人	150人	10人	650人	150人	10人	620人
人間福祉学科												
社会福祉専攻	90人	32人	472人	90人	32人	424人	90人	32人	424人	90人	32人	424人
保育専攻	40人	8人	128人	40人	8人	176人	40人	8人	176人	40人	8人	176人
教育学部												
教育学科	180人	0人	180人	180人	0人	360人	180人	15人	555人	180人	15人	750人
経営学部												
経営学科	160人	0人	160人	160人	0人	320人	160人	15人	495人	160人	15人	670人
計	820人	150人	2,836人	820人	150人	3,084人	820人	80人	3,262人	820人	80人	3,440人

46 本学則は、平成20年7月1日から一部改正し施行する。

47 本学則は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

- (1) 平成19年度以前入学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」および「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。
- (2) 平成20年度入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」は次のように改正する。
 - ① 共通教育科目は一部改正する。
 - ② 人文社会学部言語文化学科日本語日本文化専攻、言語文化学科中国語アジア文化専攻、社会学科、人間福祉学科、教育学部教育学科および経営学部経営学科の専門教育科目は一部改正する。
- (3) 平成20年度入学生については、第15条の規定にかかわらず「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。

48 本学則は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りとする。

- (1) 平成21年度以前入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の人文社会学部言語文化学科日本語日本文化専攻の専門教育科目および教職に関する科目の取り扱いは、なお従前の例による。
 - (2) 教育学部教育学科の専門教育科目は一部改正する。なお平成21年度および平成22年度入学生の適用する科目が異なるため、別表1に（注1）および（注2）として注記する。
- 49 本学則は、平成22年5月1日から一部改正し施行する。
- 50 本学則は、平成23年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りとする。
- (1) 平成22年度以前入学生については、第6条の規定にかかわらず「学生定員」は従前の例による。
 - (2) 平成22年度以前の人文社会学部人間福祉学科の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。
 - (3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学部 学科専攻	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	入学 定員	編入 学定員	収容 定員									
人文社会学部												
仏教学科	0人	0人	0人									
教育学科	0人	0人	0人									
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	70人	—	220人	70人	—	240人	70人	—	260人	70人	—	280人
英語英米文化専攻	0人	0人	0人									
アラビア語アラビア 文化専攻	0人	0人	0人									
中国語アジア文化専 攻	30人	—	180人	30人	—	160人	30人	—	140人	30人	—	120人
英語文化学科	100人	—	400人									
社会学科	150人	10人	620人									
人間福祉学科												
社会福祉専攻	90人	32人	424人									
保育専攻	40人	8人	176人									
教育学部												
教育学科	180人	15人	750人									
経営学部												
経営学科	160人	15人	670人									
計	820人	80人	3,440人									

51 本学則は、附則45にて経過措置をとっていた人文社会学部教育学科を平成23年9月30日をもって廃止とする。

52 本学則は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

- (1) 平成23年度以前入学生については、第5条および第6条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」は従前の例による。
- (2) 平成23年度以前の入学生については、第14条、第15条、第16条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。
- (3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学部 学科専攻	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	入学 定員	編入 学定員	収容 定員									
人文社会学部												
仏教学科	0人	0人	0人									
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	0人	—	170人	0人	—	120人	0人	—	70人	0人	—	0人
英語英米文化専攻	0人	0人	0人									
アラビア語アラビア 文化専攻	0人	0人	0人									
中国語アジア文化専 攻	0人	—	130人	0人	—	80人	0人	—	30人	0人	—	0人
日本学科	100人	0人	100人	100人	0人	200人	100人	3人	303人	100人	3人	406人
英語文化学科	0人	—	300人	0人	—	200人	0人	—	100人	0人	—	0人
国際キャリア学科	90人	0人	90人	90人	0人	180人	90人	5人	275人	90人	5人	370人
社会科学	160人	10人	630人	160人	10人	640人	160人	5人	645人	160人	5人	650人
人間福祉学科												
社会福祉専攻	0人	32人	334人	0人	32人	244人	0人	0人	122人	0人	0人	0人
健康福祉専攻	70人	0人	70人	70人	0人	140人	70人	15人	225人	70人	15人	310人
保育専攻	40人	8人	176人	40人	8人	176人	40人	2人	170人	40人	2人	164人
教育学部												
教育学科	200人	15人	770人	200人	15人	790人	200人	15人	810人	200人	15人	830人
経営学部												
経営学科	160人	15人	670人	160人	15人	670人	160人	5人	660人	160人	5人	650人
計	820人	80人	3,440人	820人	80人	3,440人	820人	50人	3,410人	820人	50人	3,380人

53 本学則は、平成25年7月1日から一部改正し施行する。

54 本学則は附則45にて経過措置をとっていた人文社会学部仏教学科を平成25年9月30日をもって廃止とする。

55 本学則は平成26年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

- (1) 平成25年度以前の入学生については、第5条、第6条、第14条、および第17条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」、「授業科目の編成等」、および「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。
- (2) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学部 学科専攻	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	入学 定員	編入 学定員	収容 定員									
人文社会学部												
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	0人	—	70人	0人	—	0人	0人	—	0人	0人	—	0人
英語英米文化専攻	0人	0人	0人									
中国語アジア文化専攻	0人	—	30人	0人	—	0人	0人	—	0人	0人	—	0人
日本学科	100人	3人	303人	100人	3人	406人	100人	3人	406人	100人	3人	406人
英語文化学科	0人	—	100人	0人	—	0人	0人	—	0人	0人	—	0人
国際キャリア学科	90人	5人	275人	90人	5人	370人	90人	5人	370人	90人	5人	370人
社会学科	160人	5人	645人	160人	5人	650人	160人	5人	650人	160人	5人	650人
人間福祉学科												
社会福祉専攻	0人	0人	122人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
健康福祉専攻	70人	15人	225人	70人	15人	310人	70人	15人	310人	70人	15人	310人
保育専攻	0人	2人	130人	0人	2人	84人	0人	0人	42人	0人	0人	0人
教育学部												
教育学科	240人	15人	850人	240人	15人	910人	240人	17人	952人	240人	17人	994人
経営学部												
経営学科	160人	5人	660人	160人	5人	650人	160人	5人	650人	160人	5人	650人
計	820人	50人	3,410人	820人	50人	3,380人	820人	50人	3,380人	820人	50人	3,380人

56 本学則は、平成26年4月1日から一部改正し施行する。

57 本学則は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

58 本学則は、平成27年9月1日から一部改正し施行する。

59 本学則は平成28年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

- (1) 平成27年度以前の入学生については、第2条の2、第5条、第6条、第14条および第15条の規定にかかわらず「教育研究上の目的の公表等」「学部、学科、専攻」、「学生定員」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。また、第17条第5項は適用しない。
- (2) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学部 学科専攻	平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	入学 定員	編入 学定員	収容 定員									
人文社会学部												
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	0人	—	0人									
中国語アジア文化専攻	0人	—	0人									
日本学科	100人	3人	406人									
英語文化学科	0人	—	0人									
国際キャリア学科	90人	5人	370人									
社会学部												
社会学部	160人	5人	650人									
人間福祉学科												
社会福祉専攻	0人	0人	0人									
健康福祉専攻	70人	15人	310人									
保育専攻	0人	0人	42人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
教育学部												
教育学部	240人	17人	952人	240人	17人	994人	240人	17人	994人	240人	17人	994人
経営学部												
経営学部	0人	5人	490人	0人	5人	330人	—	—	165人			
公共経営専攻	40人	—	40人	40人	—	80人	40人	2人	122人	40人	2人	164人
企業経営専攻	120人	—	120人	120人	—	240人	120人	3人	363人	120人	3人	486人
計	820人	50人	3,380人									

- 60 本学則は、平成29年3月1日から一部改正し施行する。
- 61 本学則は附則59にて経過措置をとっていた人文社会学部英語文化学科を平成29年3月31日をもって廃止とする。
- 62 本学則は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成28年度以前の入学生については、第17条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 63 本学則は附則59にて経過措置をとっていた人文社会学部言語文化学科を平成29年9月30日をもって廃止とする。
- 64 本学則は附則59にて経過措置をとっていた人文社会学部人間福祉学科保育専攻を平成30年3月31日をもって廃止とする。
- 65 本学則は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

66 本学則は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

(1) 平成30年度以前の入学生については、第5条、第6条、第14条、第15条、第16条、第17条、第25条および第45条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」、「学士の学位」、「納付金」等の取り扱いは、なお従前の例による。

(2) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学部 学科専攻	平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度		
	入学 定員	編入 学定 員	収容 定員									
人文社会学部												
日本学科	100人	3人	406人									
国際キャリア学科	90人	5人	370人									
社会学科	160人	5人	650人									
人間福祉学科 健康福祉専攻	70人	15人	310人									
教育学部												
教育学科	240人	17人	994人									
経営学部												
経営学科												
公共経営専攻	40人	2人	164人									
企業経営専攻	120人	3人	486人									
看護学部												
看護学科	80人	0人	80人	80人	0人	160人	80人	0人	240人	80人	0人	320人
計	900人	50人	3,460人	900人	50人	3,540人	900人	50人	3,620人	900人	50人	3,700人

67 本学則は、令和元年12月25日から一部改正し施行する。

68 本学則は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通り運用する。

(1) 看護学部については、第14条の規程にかかわらず共通教育科目の「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

(2) 平成31年度以前の入学生については、第14条の規程にかかわらず、人文社会学部人間福祉学科健康福祉専攻、教育学部、経営学部ならびに看護学部の専門教育科目の「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

(3) 令和2年3月31日以前に留学及びインターンシップ等を所管部署へ手続きを行う、もしくは参加した学生については学則別表第1授業科目の編成・単位数にかかわらず

留学及びインターンシップ等の単位の取り扱いは、なお従前の例による。

69 本学則は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和2年度以前入学生および令和2年度と令和3年度の編入生・転入生については、第14条の規定の別表第1にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

70 本学則は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和3年度以前入学生、令和4年度および令和5年度の編入学生、転入学生および転学部転学科生については、第5条、第6条、第14条、第16条および第17条の規定にかかわらず、「学部、学科、専攻」、「学生定員」、「授業科目の編成等」、「教員免許状」および「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。

71 本学則は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和4年度以前入学生、令和5年度および令和6年度の編入学生、転入学生および転学部転学科生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

72 本学則は、令和6年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和5年度以前入学生については、経過措置として次のとおりと定める。

(1) 第5条、第14条乃至第17条、第25条にかかわらず「学部、学科、専攻」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。

(2) 第6条の規定にかかわらず、令和8年度までの入学定員、3年次編入学定員および収容定員は下表のとおりとする。

学部 学科専攻	年度	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部										
日本学科		100人	0人	100人	100人	0人	200人	100人	0人	300人
国際コミュニケーション学科		90人	0人	90人	90人	0人	180人	90人	0人	270人
社会学部										
社会学科		160人	0人	160人	160人	0人	320人	160人	0人	480人
人間福祉学科		70人	0人	70人	70人	0人	140人	70人	0人	210人
人文社会学部										
日本学科		0人	0人	303人	0人	0人	200人	0人	0人	100人
国際キャリア学科		0人	0人	275人	0人	0人	180人	0人	0人	90人
社会学科		0人	0人	485人	0人	0人	320人	0人	0人	160人
人間福祉学科		0人	0人	140人	0人	0人	140人	0人	0人	70人
人間福祉学科 健康福祉専攻		0人	0人	85人						
教育学部										
教育学科		260人	10人	1,007	260人	10人	1,020	260人	10人	1,040

			人			人			人
経営学部									
経営学科									
公共経営専攻	40人	0人	162人	40人	0人	160人	40人	0人	160人
企業経営専攻	120人	0人	483人	120人	0人	480人	120人	0人	480人
看護学部									
看護学科	80人	0人	320人	80人	0人	320人	80人	0人	320人
計	920人	10人	3,680人	920人	10人	3,660人	920人	10人	3,680人

基礎教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
基礎教育科目	和の精神Ⅰ	1	
	和の精神Ⅱ	1	
	仏教概説	2	
	現代社会と人権	2	
	卒業に必要な最低修得単位数	6	

共通教育科目

(文学部・社会学部・教育学部・経営学部)

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
共通教育科目	大学の基礎	2	
	大学の基礎	2	
	基礎文書作成		2
	小論文作成法		2
	日本のビジネスマナーと文書		2
	日中翻訳の理論と実践		2
	共通教育特殊講義(注1)		2
	こころと思想		2
	こころと思想		2
	こころと思想		2
社会と文化	現代社会と仏教		2
	日本国憲法		2
	法学入門		2
	政治学		2
	仏教芸術入門		2
情報と自然科学	現代日本の文化と社会		2
	情報処理演習Ⅰ	2	2
	情報処理演習Ⅱ		2
	プログラミング		2
	情報システム		2
	データ収集分析		2
	生命の科学		2
環境の科学		2	
健康と福祉	先端技術		2
	スポーツⅠ		1
	スポーツⅡ		1
	体育講義		2
	社会福祉概論		2
	社会福祉行政		2
	児童福祉論		2
	老人福祉論		2
	障害者福祉		2
	レクリエーション論		2
	手話コミュニケーション		2

共通教育科目

(文学部・社会学部・教育学部・経営学部)

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
共通教育科目	英語Ⅰ	1(注2)		
	英語Ⅱ	1(注2)		
	英語Ⅲ	2	1	
	英語Ⅳ		1	
	上級英語Ⅰ	(注2)	1	
	上級英語Ⅱ		1	
	ドイツ語Ⅰ		1	
	ドイツ語Ⅱ		1	
	フランス語Ⅰ	2	1	
	フランス語Ⅱ		1	
	中国語Ⅰ	2	1	
	中国語Ⅱ		1	
	日本語Ⅰ	2	1	
	日本語Ⅱ		1	
	ドイツ語Ⅲ	2	1	
	ドイツ語Ⅳ		1	
	フランス語Ⅲ	2	1	
	フランス語Ⅳ		1	
	中国語Ⅲ	2	1	
	中国語Ⅳ		1	
	韓国語Ⅰ	2	1	
	韓国語Ⅱ		1	
	日本語Ⅲ	2	1(注4)	
	日本語Ⅳ		1(注4)	
	キャリア教育	日本語Ⅲ	2(注5)	1(注4)
		日本語Ⅳ		1(注4)
		キャリアデザインⅠ	2	2
		キャリアデザインⅡ		2
数学演習Ⅰ		2		
数学演習Ⅱ		2		
キャリアアップ数学		2		
文章表現基礎	2			
キャリア・プロジェクト研究(注1)	2			
地域活性化概論	2			
知識・技能	知識・技能研究Ⅰ		2	
	知識・技能研究Ⅱ		2	
学外研修	国内実地研修Ⅰ		1(注6)	
	国内実地研修Ⅱ		1(注6)	
	海外実地研修		2(注7)	
	海外語学研修Ⅰ		2(注8)	
	海外語学研修Ⅱ		2(注8)	
	海外語学研修Ⅲ		2(注8)	
	海外語学研修Ⅳ		2(注8)	
	中国語学研修Ⅰ		2(注8)	
	中国語学研修Ⅱ		2(注8)	
	中国語学研修Ⅲ		2(注8)	
	中国語学研修Ⅳ		2(注8)	

卒業に必要な最低修得単位数		
文学部日本学科	14	16
文学部国際コミュニケーション学科	10	22
社会学部社会学科、人間福祉学科	14	16
教育学部教育学科	12	8
経営学部経営学科	14	18

- (注1) 各授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。
- (注2) 文学部国際コミュニケーション学科は英語を除く。英語Ⅲ・Ⅳ、もしくは上級英語Ⅰ・Ⅱの組合せで選択し、2単位修得。
- (注3) 同一言語を選択し2単位修得。但し、日本語を母語としない者は日本語Ⅰ・Ⅱを履修できる。また、日本手話Ⅰ・Ⅱは人間福祉学科のみ履修できる。
- (注4) 日本語を母語としない者は日本語Ⅲ・Ⅳを履修できる。また、日本手話Ⅲ・Ⅳは人間福祉学科のみ履修できる。
- (注5) 教育学部教育学科はキャリアデザインⅠを選択科目とする。
- (注6) 国内実地研修の単位については、別に定める規程に基づき運用する。
- (注7) 海外実地研修の単位については、別に定める規程に基づき運用する。
- (注8) 海外語学研修の単位については、別に定める規程に基づき運用する。

免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目

学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目

各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等

大学が独自に設定する科目

教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(看護学部)

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教養教育科目	生命の科学	2	2	
	環境の科学		2	
	生物学		2	
	科学技術と社会		2	
	こころと思想	仏教実践演習		2
		聖徳太子概説		2
		心理学Ⅰ		2
		心理学Ⅱ		2
		哲学入門		2
		現代思想入門		2
		構造主義入門		2
	社会と文化	現代社会と仏教	2 (※1)	2
		日本国憲法		2
		法学入門		2
		政治学		2
		文化人類学		2
		ジェンダーの社会学		2
		仏教芸術入門		2
		現代日本の文化と社会		2
		地域活性化概論		2
健康と福祉	スポーツⅠ	1 (※1)	1 (※1)	
	スポーツⅡ		1 (※1)	
	体育講義		2	
	社会福祉概論		2	
	社会福祉行政		2	
	児童福祉論		2	
	老人福祉論		2	
	障害者福祉		2	
	レクリエーション論		2	

種別	授業科目	単位数			
		必修	選択		
語学・情報科学科目	情報処理演習Ⅰ	2	2 (※2)		
	情報処理演習Ⅱ		2 (※2)		
	情報システム		2		
	データ収集分析		2		
	情報社会の法と倫理(リテラシー含む)		2		
	統計学		2		
	先端技術		2		
	グローバルコミュニケーション		上級英語Ⅰ	1	
			上級英語Ⅱ		1
			上級英語Ⅲ(医療英語)		1
上級英語Ⅳ(英語論文読解)		1			
グローバルコミュニケーション	ドイツ語Ⅰ	1	1		
	ドイツ語Ⅱ		1		
	フランス語Ⅰ		1		
	フランス語Ⅱ		1		
	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1		
グローバルコミュニケーション	コリア語Ⅰ	1	1		
	コリア語Ⅱ		1		
卒業に必要な最低修得単位数					
看護学部看護学科		8	10		

1. 教養教育科目 (必修科目 2 単位、選択科目 6 単位)
 語学・情報科学科目 (必修科目 6 単位、選択科目 4 単位)
2. 養護教諭一種免許状取得には、(※1) の単位を修得と、(※2) のいずれかを修得すること。

文学部

日本学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	学部共通科目		
	キャリアマネジメントⅠ		2
	キャリアマネジメントⅡ		2
	キャリアゼミ		2
	キャリアゼミ実践演習		2
	学科共通科目		
	日本語教育学概論Ⅰ		2
	日本語教育学概論Ⅱ		2
	日本語教育実習指導及び実習A		2
	日本語教育実習指導及び実習B		2
	地域における多文化共生Ⅰ		2
	地域における多文化共生Ⅱ		2
	旅行産業基礎		2
	国内旅行実務Ⅰ		2
	国内旅行実務Ⅱ		2
	地域・文化発信演習		2
地域観光演習Ⅰ		2	
地域観光演習Ⅱ		2	
グローバルスタディーズⅠ		4	
グローバルスタディーズⅡ		4	
学科基幹科目	日本学表現演習Ⅰ	2	
	日本学表現演習Ⅱ	2	
	日本学基礎演習Ⅰ	2	
	日本学基礎演習Ⅱ	2	
	日本文化論Ⅰ	2	2
	日本文化論Ⅱ	2	2
	講読Ⅰ（日本語学）	2	2
	講読Ⅱ（近現代文学）	2	2
	講読Ⅲ（古典文学）	2	2
	講読Ⅳ（日本文化）	2	2
	講読Ⅴ（メディア文化）	2	2
	講読Ⅵ（現代文化）	2	2
	講読Ⅶ（和食文化）	2	2
	講読Ⅷ（文学と文化）	2	2
	パフォーマンス実践演習	2	2
	日本学インターンシップ演習	2	2
	視覚メディア演習Ⅰ	2	2
	視覚メディア演習Ⅱ	2	2
	視覚メディア演習Ⅲ	2	2
	視覚メディア演習Ⅳ	2	2
	専門演習Ⅰ	2	2
	専門演習Ⅱ	2	2
	専門演習Ⅲ	2	2
専門演習Ⅳ	2	2	
日本学特殊講義（注1）	2	2	
卒業研究	4	4	
日本語・日本文学コース	日本語学Ⅰ		2
	日本語学Ⅱ		2
	日本語史		2
	日本語文法Ⅰ（現代）		2
	日本語文法Ⅱ（古典）		2
	日本文学論Ⅰ（近現代）		2
	日本文学論Ⅱ（古典）		2
	日本文学史Ⅰ（近現代）		2

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	日本語・日本文学コース	日本文学史Ⅱ（古典）		2
		古典Ⅰ（日本）		2
		古典Ⅱ（中国）		2
		現代日本文学研究		2
		創作論		2
		漢文学		2
		書道A		2
		書道B		2
		書道C		2
		書道D		2
		書道史Ⅰ		2
		書道史Ⅱ		2
		書論・鑑賞Ⅰ		2
	書論・鑑賞Ⅱ		2	
	国語教育・日本語教育コース	国語教育論A		2
		国語教育論B		2
		国語教育研究		2
		国語教材研究論Ⅰ（近現代）		2
		国語教材研究論Ⅱ（古典）		2
		国語教材研究論Ⅲ（漢文）		2
		板書法		2
		国語教育実践		2
		日本語教育論Ⅰ		2
		日本語教育論Ⅱ		2
	言語学概論		2	
	日本語教授法Ⅰ		2	
	日本語教授法Ⅱ		2	
	伝統文化・観光コース	日本文化史Ⅰ		2
		日本文化史Ⅱ		2
		仏教と日本文化		2
		地域文化		2
		日本の民俗		2
		観光学概論		2
観光社会学			2	
観光データ分析			2	
日本の世界遺産			2	
アジア文化概説			2	
異文化理解			2	
日中交流史			2	
日中比較文化論			2	
生涯学習概論			2	
博物館概論			2	
博物館展示論			2	
博物館資料論			2	
博物館教育論			2	
博物館経営論			2	
博物館資料保存論			2	
博物館情報・メディア論		2		
博物館実習A		1		
博物館実習B		1		
博物館実習C		1		
考古学		2		

文学部

日本学科 専門教育科目

種別	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	現代サブカルチャー論		2
	現代アート論		2
	日本のアニメーション		2
	視覚文化論		2
	聴覚文化論		2
	食文化の基礎		2
	郷土と食		2
	郷土と食の実践		2
	郷土と食発信演習		2
	現代食文化論		2
	情報文化論 (メディアリテラシーを含む)		2
	現代メディア論		2
卒業に必要な最低修得単位数		24	64

(注1) 授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

文学部

国際コミュニケーション学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	学部共通科目	キャリアマネジメントⅠ		2
		キャリアマネジメントⅡ		2
		キャリアゼミ		2
		キャリアゼミ実践演習		2
	学科共通科目	日本語教育学概論Ⅰ		2
		日本語教育学概論Ⅱ		2
		日本語教育実習指導及び実習A		2
		日本語教育実習指導及び実習B		2
		地域における多文化共生Ⅰ		2
		地域における多文化共生Ⅱ		2
		旅行産業基礎		2
		国内旅行実務Ⅰ		2
		国内旅行実務Ⅱ		2
		地域・文化発信演習		2
		地域観光演習Ⅰ		2
		地域観光演習Ⅱ		2
グローバルスタディーズⅠ		4		
グローバルスタディーズⅡ		4		
学科基幹科目	英語圏文化概説	2		
	世界体験入門		2	
	英文法Ⅰ	2		
	英文法Ⅱ	2		
	Extensive ReadingⅠ	2		
	Extensive ReadingⅡ	2		
	ベーシックコミュニケーションⅠ	2		
	ベーシックコミュニケーションⅡ		2	
	ベーシックコミュニケーションⅢ	2		
	ベーシックコミュニケーションⅣ		2	
	Oral CommunicationⅠ	2		
	Oral CommunicationⅡ	2		
	国際キャリアインターンシップⅠ	2		
	国際キャリアインターンシップⅡ	2		
	英語指導技術演習	2		
	英語指導技術実践演習	2		
	ビジュアルメディア演習Ⅰ	2		
	ビジュアルメディア演習Ⅱ	2		
	ビジュアルメディア演習Ⅲ	2		
	ビジュアルメディア演習Ⅳ	2		
	海外体験実践演習	2		
	Intercultural Studies : Discussion	4		
	国際交流実践	4		
	海外事前指導	2		
専門演習Ⅰ	2			
専門演習Ⅱ	2			
専門演習Ⅲ	2			
専門演習Ⅳ	2			
国際コミュニケーション特殊講義(注1)	2			
卒業研究	4			
外国語・英語教育コース	キャリア英語Ⅰ		2	
	キャリア英語Ⅱ		2	
	アドバンストコミュニケーションⅠ		2	
	アドバンストコミュニケーションⅡ		2	

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	外国語・英語教育コース	Academic CommunicationⅠ		2
		Academic CommunicationⅡ		2
		Academic CommunicationⅢ		2
		基礎中国語Ⅰ		2
		基礎中国語Ⅱ		2
		発展中国語Ⅰ		2
		発展中国語Ⅱ		2
		実践中国語Ⅰ		2
		実践中国語Ⅱ		2
		現代中国事情		2
		英語文学概説		2
		英語音声学		2
	英語学概説		2	
	英語学		2	
	メディア英語実践演習		2	
	英語教育論		2	
	Reading (Culture)		2	
	Reading (Literature)		2	
	Reading (Language)		2	
	国際文化コース	国際理解教育		2
		国際コミュニケーション論		2
		異文化理解		2
英米文化論			2	
異文化共生論			2	
アジア比較文化論			2	
英語文学講読			2	
英国史			2	
米国史			2	
日中交流史			2	
日中比較文化論		2		
アジア文化概説	2			
ホスピタリティコース	ホスピタリティ英語Ⅰ		2	
	ホスピタリティ英語Ⅱ		2	
	国際コミュニケーション基礎演習Ⅰ	2		
	国際コミュニケーション基礎演習Ⅱ		2	
	ホスピタリティ産業論		2	
	ホスピタリティマインド論		2	
	ホスピタリティ概論	2		
	世界遺産と観光		2	
	観光メディア		2	
	地域と国際観光		2	
ホスピタリティツーリズム論		2		
ホスピタリティマーケティング論		2		
観光英語		2		
観光英語実践演習(実地演習)		2		
卒業に必要な最低修得単位数		30	56	

(注1) 各授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

社会学部

社会学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	基礎演習Ⅰ	2		
	基礎演習Ⅱ	2		
	演習Ⅰ	2		
	演習Ⅱ	2		
	演習Ⅲ	2		
	演習Ⅳ	2		
	卒業研究		4	
	社会学概論	2		
	社会学理論Ⅰ		2	
	社会学理論Ⅱ		2	
	実験・調査データ処理		2	
	社会調査法		2	
	標本調査法		2	
	質的調査法		2	
	資料・データ分析		2	
	基礎統計学		2	
	社会統計学		2	
	社会調査実習A		1	
	社会調査実習B		1	
	フィールドワーク入門		2	
	フィールドワーク演習		2	
	社会科教育研究Ⅰ		2	
	社会科教育研究Ⅱ		2	
	情報処理実践演習Ⅰ		2	
	情報処理実践演習Ⅱ		2	
	インターンシップ実践		2	
	英語で話す日本の社会と文化		2	
	特殊講義（注1）		2	
	人間・社会コース	社会病理学	2	
		犯罪社会学		2
		刑事司法の社会学		2
		家族社会学		2
家族関係論			2	
ジェンダー論			2	
産業社会学			2	
社会政策論			2	
社会階層論			2	
現代社会論			2	
社会意識論			2	
宗教社会学			2	
教育社会学			2	
法学（国際法を含む）			2	
経済学			2	
ビジネス情報論Ⅰ			2	
ビジネス情報論Ⅱ			2	
マーケティング論			2	
哲学概論			2	
宗教学			2	
近代思想史		2		

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
地域・メディアコース	文化研究概論	2	
	マス・メディア論		2
	ジャーナリズム論		2
	エンターテインメント論		2
	ポピュラー音楽論		2
	ポピュラーカルチャー論		2
	メディア文化論		2
	コンテンツ産業論		2
	広報・広告論		2
	都市社会学		2
	地域社会学		2
	地域開発論		2
	まちづくり論		2
	環境社会学		2
	環境問題論		2
	医療社会学		2
	スポーツ社会学		2
	異文化コミュニケーション論		2
	文化人類学		2
	国際問題論		2
国際社会学		2	
国際政治論		2	
国際経済論		2	
国際ビジネス論		2	
日中比較文化論		2	
アジア文化概説		2	
心理コース	入門心理学	2	
	心理学概論		2
	心理学実験法		2
	心理測定法概論		2
	心理学基礎実験Ⅰ		2
	心理学基礎実験Ⅱ		2
	認知心理学		2
	発達心理学		2
	学習心理学		2
	人格心理学		2
	幼児児童心理学		2
	臨床心理学		2
	カウンセリング理論		2
	カウンセリング方法論		2
	心理検査法演習		2
	職場メンタルヘルス		2
	社会心理学		2
	産業組織心理学		2
コミュニティ心理学		2	
対人関係の心理学		2	
犯罪心理学		2	
犯罪捜査の心理学		2	

社会学部

社会学科 専門教育科目

種別	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	入門歴史学	2	
	歴史コース		
	日本史概説 I		2
	日本史概説 II		2
	日本史研究 I		2
	日本史研究 II		2
	日本思想史		2
	西洋史		2
	中国史		2
	アジア史		2
	歴史学特論 (日本史)		2
	歴史学特論 (外国史)		2
	史料講読		2
	人文地理学		2
	自然地理学		2
	地理学特論		2
	地誌		2
	日中交流史		2
	地域史研究		2
	博物館概論		2
	生涯学習概論		2
	博物館資料論		2
	博物館展示論		2
	博物館教育論		2
	博物館経営論		2
	博物館資料保存論		2
	博物館情報・メディア論		2
博物館実習 A		1	
博物館実習 B		1	
博物館実習 C		1	
学部共通	キャリアマネジメント I		2
	キャリアマネジメント II		2
	キャリアゼミ		2
	キャリアゼミ実践演習		2
卒業に必要な最低修得単位数		22	66

(注1) 授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

社会学部

人間福祉学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	社会福祉の原理と政策Ⅰ		2
	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2
	社会保障Ⅰ		2
	社会保障Ⅱ		2
	貧困に対する支援		2
	保健医療と福祉		2
	権利擁護を支える法制度		2
	刑事司法と福祉		2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2
	福祉サービスの組織と経営		2
	医学概論		2
	心理学と心理的支援		2
	社会学と社会システム		2
	社会福祉調査の基礎		2
	高齢者福祉	2	
	児童・家庭福祉	2	
	障害者福祉	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ(注2)	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ(注2)	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ(注2)	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ(注2)	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ(注2)	2	
	ソーシャルワーク実習指導A(注2)	2	
	ソーシャルワーク実習指導B(注2)	2	
	ソーシャルワーク実習指導C(注2)	2	
	ソーシャルワーク実習A(注2)	2	
	ソーシャルワーク実習B(注2)	4	
	介護福祉	2	
	介護演習	2	
就労支援	2		
加齢・障害の研究	2		
人体・生活の研究	2		
高齢者支援と福祉	2		
障害者支援と福祉	2		
児童・家庭支援と福祉	2		

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	福祉法学		2
	社会福祉法制論		2
	社会と人間		2
	家族社会学		2
	地域社会学		2
	人間福祉演習Ⅰ	2	
	人間福祉演習Ⅱ	2	
	人間福祉演習Ⅲ	2	
	人間福祉演習Ⅳ	2	
	卒業研究		4
人間福祉特殊講義(注1)		2	
医療福祉領域	精神医学と精神医療Ⅰ		2
	精神医学と精神医療Ⅱ		2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ		2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ		2
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2
	精神保健福祉ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2
	精神保健福祉ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2
	精神障害リハビリテーション論		2
	精神保健福祉制度論		2
	精神保健福祉援助演習Ⅰ(注3)		2
	精神保健福祉援助演習Ⅱ(注3)		2
	精神保健福祉援助演習Ⅲ(注3)		2
	精神保健福祉援助実習指導A(注3)		2
	精神保健福祉援助実習指導B(注3)		2
	精神保健福祉援助実習指導C(注3)		2
	精神保健福祉援助実習(注3)		3
医療福祉論		2	
ターミナルケア論		2	
「いのち」の権利論(生命倫理と遺伝)		2	
MSWインターンシップ		1	

社会学部

人間福祉学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	心理・健康福祉領域 臨床心理学		2
	福祉心理学		2
	健康心理学		2
	カウンセリング理論		2
	カウンセリング方法論		2
	障害者スポーツ研究		2
	スポーツマネジメント		2
	レクリエーション活動援助論Ⅰ		2
	レクリエーション活動援助論Ⅱ		2
	リハビリテーション論		2
福祉マネジメント領域	ボランティア論		2
	福祉住環境論		2
	経済学入門		2
	国際経済学		2
学部共通	キャリアマネジメントⅠ		2
	キャリアマネジメントⅡ		2
	キャリアゼミ		2
	キャリアゼミ実践演習		2
卒業に必要な最低修得単位数		16	72

(注1) 授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

(注2) ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴ(演習)は150時間(各30時間)、ソーシャルワーク実習A(実習)は60時間、ソーシャルワーク実習B(実習)は180時間、ソーシャルワーク実習指導A～C(実習)は90時間(各30時間)とする。

(注3) 精神保健福祉援助演習Ⅰ～Ⅲ(演習)は90時間(各30時間、ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴ(演習)の履修済み为前提とする)、精神保健福祉援助実習(実習)は150時間(ソーシャルワーク実習の履修済み为前提とする)、精神保健福祉援助実習指導A～C(実習)は90時間(各30時間)とする。

教育学部
教育学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	教職一般領域	教育原論	2	
		特別支援教育	2	
		教職論	2	
		教育心理学	2	
		教育制度論	2	
		教育課程総論(小・中・高・養)		2
		道徳教育の理論と方法(小・中・養)		2
		特別活動・総合的な学習時間の理論と方法(小中高養)		2
		教育方法・技術(情報通信技術の活用含む幼小中高養)	2	
		生徒指導論(進路指導を含む)(小・中・高)		2
		教育相談の理論と方法(小・中・高・養)	2	
		教育実習指導		1
		教育実習		4
		教職実践演習(教諭)		2
	初等教育領域	教科内容論(国語)	2	
		教科内容論(社会)	2	
		教科内容論(算数)	2	
		教科内容論(理科)	2	
		教科内容論(生活)		2
		教科内容論(音楽)		2
		教科内容論(図画工作)		2
		教科内容論(家庭)		2
		教科内容論(体育)		2
		教科内容論(英語)	2	
		初等国語科教育法		1
		初等社会科教育法		1
		初等算数科教育法		1
		初等理科教育法		1
		初等生活科教育法		1
		初等音楽科教育法		1
		初等図画工作科教育法		1
		初等家庭科教育法		1
		初等体育科教育法		1
初等英語科教育法			1	
コース共通領域	教育基礎演習Ⅰ	2		
	教育基礎演習Ⅱ	2		
	教育専門演習Ⅰ	2		
	教育専門演習Ⅱ	2		
	教育専門研究Ⅰ	2		
	教育専門研究Ⅱ	2		
	教育・ファシリテーション演習		1	
	プログラミング教育Ⅰ		2	
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		1	
	インターンシップⅢ		1	
	卒業研究		4	
	教職研究Ⅰ		1	
	教職研究Ⅱ		1	
	教職演習Ⅰ		1	
	教職演習Ⅱ		1	
	音楽表現		1	
	運動基礎		1	

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	学校教育コース	学校教育入門	2	
		学級経営の理論と方法	2	
		子ども理解と人権	2	
		インクルーシブ教育の理論と方法		2
		ICTと教育データの活用論		2
		プログラミング教育Ⅱ		2
		現代の教育課題探究		2
		子どもと家族・社会		2
		子ども支援事業研究		2
		初等教科教育演習Ⅰ		2
		初等教科教育演習Ⅱ		2
		特別支援教育領域	特別支援教育概論	
	知的障害者の心理・生理・病理			2
	肢体不自由者の心理・生理・病理			2
	病弱者の心理・生理・病理			2
	知的障害教育論			2
	肢体不自由教育論			2
	病弱教育論			2
	障害者指導法			2
	障害者教育探究			2
	視覚障害教育総論			2
	聴覚障害教育総論			2
	重複・発達障害教育総論			2
	教育実習指導(特支)			1
	教育実習(特支)			2
	発達障害の理解と指導			2
	発達障害と教育方法		2	
障害特性と自立活動		2		
インクルーシブ教育の探究		2		
幼児教育領域	幼児教育課程総論		2	
	保育方法論		2	
	幼児理解(教育相談を含む)		2	
	幼児と健康		2	
	幼児と人間関係		2	
	幼児と環境		2	
	幼児と言葉		2	
	幼児と表現Ⅰ		2	
	幼児と表現Ⅱ		2	
	保育内容の理論と方法(健康)		2	
保育内容の理論と方法(人間関係)		2		
保育内容の理論と方法(環境)		2		
保育内容の理論と方法(言葉)		2		
保育内容の理論と方法(表現活動・音楽)		2		
保育内容の理論と方法(表現活動・造形)		2		
保育内容総論		2		
世界の幼児教育探究		2		

教育学部
教育学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数			
		必修	選択		
専門教育科目	英語教育領域	英語学概説	2		
		英語音声学	2		
		英文法Ⅰ	2		
		英文法Ⅱ	2		
		第二言語習得論	2		
		英語学特論Ⅰ（認知言語学）	2		
		英語学特論Ⅱ（英語教授法）	2		
		英語文学概説	2		
		英語文学Ⅰ（英文学）	2		
		英語文学Ⅱ（米文学）	2		
		ベーシックコミュニケーションⅠ	2		
		ベーシックコミュニケーションⅡ	2		
		ベーシックコミュニケーションⅢ	2		
		ベーシックコミュニケーションⅣ	2		
		アドバンスコミュニケーションⅠ	2		
		アドバンスコミュニケーションⅡ	2		
		英語圏文化概説	2		
		世界英語の文化圏Ⅰ	2		
		世界英語の文化圏Ⅱ	2		
		中等英語科教育法Ⅰ	2		
		中等英語科教育法Ⅱ	2		
		中等英語科教育法Ⅲ	2		
		中等英語科教育法Ⅳ	2		
		教育実習指導（英語）	1		
		教育実習Ⅰ（英語）	4		
		教育実習Ⅱ（英語）	2		
		児童英語教育実践研究	2		
		グローバル教育実践演習	2		
		Cross-cultural Communication	2		
		Academic Presentation	2		
		専門教育科目	数学教育領域	線形代数学	2
				代数学Ⅰ	2
				代数学Ⅱ	2
				幾何学Ⅰ	2
				幾何学Ⅱ	2
位相数学	2				
解析学Ⅰ	2				
解析学Ⅱ	2				
微分積分学	2				
確率・統計学Ⅰ	2				
確率・統計学Ⅱ	2				
コンピュータ概論	2				
コンピュータ演習	2				
数学的リテラシー	2				
数学史と現代数学	2				
子どもの発達と算数・数学	2				
中等数学科教育法Ⅰ	2				
中等数学科教育法Ⅱ	2				
中等数学科教育法Ⅲ	2				
中等数学科教育法Ⅳ	2				
教育実習指導（数学）	1				
教育実習Ⅰ（数学）	4				
教育実習Ⅱ（数学）	2				
自然や社会に潜む数学	2				
中等教育数学演習	2				
数学特論	2				

種別	授業科目	単位数			
		必修	選択		
専門教育科目	理科教育領域	物理学Ⅰ	2		
		物理学Ⅱ	2		
		物理学実験	1		
		化学Ⅰ	2		
		化学Ⅱ	2		
		化学実験	1		
		生物学Ⅰ	2		
		生物学Ⅱ	2		
		生物学実験	1		
		地学Ⅰ	2		
		地学Ⅱ	2		
		地学実験	1		
		中等理科教育法Ⅰ	2		
		中等理科教育法Ⅱ	2		
		中等理科教育法Ⅲ	2		
		中等理科教育法Ⅳ	2		
		科学的探究の方法	2		
		生命と地球の科学	2		
		地域と生活の科学	2		
		理科クロスカリキュラム研究	2		
		理科教材開発の理論と実践（物理・化学）	2		
		理科教材開発の理論と実践（生物・地学）	2		
		教育実習指導（理科）	1		
		教育実習Ⅰ（理科）	4		
		教育実習Ⅱ（理科）	2		
		自然科学史	2		
		基礎物理学	2		
		基礎化学	2		
		基礎生物学	2		
		基礎地学	2		
		専門教育科目	保健教育領域	衛生学	2
				公衆衛生学（予防医学を含む）	2
				学校保健	2
				養護概説	2
				健康相談	2
栄養学（食品学を含む）	2				
解剖生理学	2				
微生物学	2				
薬理概論	2				
精神保健	2				
学校看護学Ⅰ（基礎）	2				
学校看護学Ⅱ（疾病Ⅰ）	2				
学校看護学Ⅲ（疾病Ⅱ）	2				
学校看護学Ⅳ（応用）	2				
臨床看護学演習	2				
学校救急処置	2				
生徒指導論（養）	2				
養護実習指導	1				
養護実習	4				
教職実践演習（養護教諭）	2				
保健行動学	2				
養護教諭特別演習	2				

教育学部
教育学科 専門教育科目

種別	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	幼児教育課程総論		2
	保育方法論		2
	幼児理解（教育相談を含む）		2
	幼児と健康		2
	幼児と人間関係		2
	幼児と環境		2
	幼児と言葉		2
	幼児と表現Ⅰ		2
	幼児と表現Ⅱ		2
	保育内容の理論と方法（健康）	2	
	保育内容の理論と方法（人間関係）	2	
	保育内容の理論と方法（環境）	2	
	保育内容の理論と方法（言葉）	2	
	保育内容の理論と方法（表現活動・音楽）	2	
	保育内容の理論と方法（表現活動・造形）	2	
	保育内容総論	2	
	保育原理		2
	子ども家庭福祉		2
	社会福祉		2
	子ども家庭支援論		2
	社会的養護Ⅰ		2
	保育者論	2	
	保育の心理学		2
	子ども家庭支援の心理学		2
	子どもの保健		2
	子どもの食と栄養		2
	子どもと遊び		2
	音楽実践演習（器楽）		1
	小児体育		1
	子どもと造形表現		1
	乳児保育Ⅰ		2
	乳児保育Ⅱ		1
	子どもの健康と安全		1
	障害児保育		2
	社会的養護Ⅱ		1
	子育て支援		1
	保育実践演習		2
	子ども学概論		2
	幼保小中接続研究		2
	多様な子ども理解入門		2
	フィールドワーク演習（子育て支援）		1
	フィールドワーク演習（子ども支援）		1
音楽への扉	2		
音楽実践演習（声楽）		1	
音楽実践演習（弾き歌い）		1	
保育インターンシップ		2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅰ（施設）		1	
保育実習Ⅰ（保育所）		2	
保育実習Ⅰ（施設）		2	
保育実習指導Ⅱ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅲ（施設）		1	
保育実習Ⅱ（保育所）		2	
保育実習Ⅲ（施設）		2	
卒業に必要な最低修得単位数			
学校教育コース		42	56
幼児教育保育コース		54	44

1. 履修上、学校教育コース、幼児教育保育コースの2つのコースを設ける。
2. 必修はコース共通、所属コースから表の通り合計単位数を修得のこと。選択はコース共通、所属コースから合計単位数を修得のこと。

経営学部

経営学科公共経営専攻 専門教育科目

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	経営学基礎Ⅰ	2		
	経営学基礎Ⅱ		2	
	商業簿記Ⅰ	2		
	商業簿記Ⅱ		2	
	キャリア演習Ⅰ	2		
	キャリア演習Ⅱ	2		
	専門演習Ⅰ	2		
	専門演習Ⅱ	2		
	専門演習Ⅲ	2		
	専門演習Ⅳ	2		
	卒業研究		4	
	法と倫理	}	2	
	企業倫理		2	
	仏教と経営	2		
	経営管理論	2		
	経営組織論	2		
	経営戦略論	2		
	会計学概論	2		
	工業簿記Ⅰ	2		
	マーケティングⅠ	2		
	マーケティングⅡ	2		
	憲法Ⅰ（人権）	2		
	民法Ⅰ（総則）	2		
	会社法Ⅰ	2		
	企業法概論	2		
	労働法概論	2		
	ビジネス法入門	2		
	人的資源管理論	2		
	経営心理学	2		
	国際ビジネス論	2		
	NPO運営法	2		
	社会的企業論	2		
	経済学概論	2		
	ミクロ経済学	2		
	マクロ経済学	2		
	社会政策	2		
	財政学	2		
	経営数学	2		
	英語（文章読解）	2		
	ビジネス実務概論	2		
	実学マネジメント論Ⅰ	2		
	実学マネジメント論Ⅱ	2		
	キャリアマネジメントⅠ	2		
	キャリアマネジメントⅡ	2		

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	キャリアゼミ		2	
	キャリアゼミ実践演習	2		
	地域活性化演習Ⅰ		2	
	地域活性化演習Ⅱ		2	
	地域活性化演習Ⅲ		2	
	公務員基礎演習（教養数学）		2	
	公務員基礎演習（自然科学）		2	
	公務員基礎演習（人文社会科学）		2	
	公務員基礎演習（実践文章）		2	
	経営学研究（注1）		2	
	公共経営専攻	憲法Ⅱ（統治機構）		2
		民法Ⅱ（物権）		2
		民法Ⅲ（債権総論・不法行為法等）		2
		民法Ⅳ（契約法）		2
		民法Ⅴ（家族法）		2
		商法総則		2
		会社法Ⅱ		2
商取引法			2	
独占禁止法			2	
消費者と法			2	
知的財産法			2	
社会保険法			2	
行政法			2	
公務員入門			2	
キャリア開発			2	
ライセンスセミナー法学			2	
ライセンスセミナー宅建		2		
ライセンスセミナー公務員		2		
公務員特別演習Ⅰ		2		
公務員特別演習Ⅱ		2		
行政職特別演習（憲法）		2		
行政職特別演習（行政法）		2		
行政職特別演習（民法Ⅰ）		2		
行政職特別演習（民法Ⅱ）		2		
行政職特別演習（経済Ⅰ）		2		
行政職特別演習（経済Ⅱ）		2		
行政職特別演習（政治学・行政学）		2		
卒業に必要な最低修得単位数		20	66	

（注1） 授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

経営学部

経営学科企業経営専攻 専門教育科目

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門教育科目	経営学基礎Ⅰ	2		
	経営学基礎Ⅱ		2	
	商業簿記Ⅰ	2		
	商業簿記Ⅱ		2	
	キャリア演習Ⅰ	2		
	キャリア演習Ⅱ	2		
	専門演習Ⅰ	2		
	専門演習Ⅱ	2		
	専門演習Ⅲ	2		
	専門演習Ⅳ	2		
	卒業研究			4
	法と倫理	2		2
	企業倫理		2	
	仏教と経営		2	
	経営管理論		2	
	経営組織論		2	
	経営戦略論		2	
	会計学概論		2	
	工業簿記Ⅰ		2	
	マーケティングⅠ		2	
	マーケティングⅡ		2	
	憲法Ⅰ（人権）		2	
	民法Ⅰ（総則）		2	
	会社法Ⅰ		2	
	企業法概論		2	
	労働法概論		2	
	ビジネス法入門		2	
	人的資源管理論		2	
	経営心理学		2	
	国際ビジネス論		2	
	NPO運営法		2	
	社会的企業論		2	
	経済学概論		2	
	ミクロ経済学		2	
	マクロ経済学		2	
	社会政策		2	
	財政学		2	
	経営数学		2	
	英語（文章読解）		2	
	ビジネス実務概論		2	
	実学マネジメント論Ⅰ		2	
	実学マネジメント論Ⅱ		2	

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	キャリアマネジメントⅠ		2
	キャリアマネジメントⅡ		2
	キャリアゼミ		2
	キャリアゼミ実践演習	2	
	地域活性化演習Ⅰ		2
	地域活性化演習Ⅱ		2
	地域活性化演習Ⅲ		2
	公務員基礎演習（教養数学）		2
	公務員基礎演習（自然科学）		2
	公務員基礎演習（人文社会科学）		2
公務員基礎演習（実践文章）		2	
経営学研究(注1)		2	
企業経営専攻	インターンシップⅠ	2	
	インターンシップⅡ	2	
	キャリア演習Ⅲ	2	
	商業簿記Ⅲ		2
	商業簿記Ⅳ		2
	財務管理論		2
	中小企業経営論		2
	アントレプレナー論		2
	ビジネスモデル研究		2
	マーケティングマネジメント論		2
	マーチャンダイジング		2
	流通論		2
	商品論		2
	消費者心理学		2
	財務会計		2
	国際会計		2
	工業簿記Ⅱ		2
	工業簿記Ⅲ		2
	原価計算		2
	会計監査		2
	税務会計		2
	経営分析		2
	パソコン会計		2
	ファイナンス概論		2
	金融論		2
	証券投資論		2
ファイナンシャルプランニングⅠ		2	
ファイナンシャルプランニングⅡ		2	
起業研究		2	
ショップビジネス論		2	

経営学部

経営学科企業経営専攻 専門教育科目

種別	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	企業経営専攻		
	美容・健康ビジネス論		2
	テーブルコーディネート論		2
	観光ビジネス論		2
	旅行ビジネス論		2
	ビジネス英語基礎		2
	ビジネス英語応用		2
	ビジネス英語実践		2
	ライセンスセミナー簿記Ⅰ		2
	ライセンスセミナー簿記Ⅱ		2
	ライセンスセミナー簿記Ⅲ		2
	ライセンスセミナーFP		2
	ライセンスセミナー販売士		2
	ライセンスセミナー医療事務Ⅰ		2
	ライセンスセミナー医療事務Ⅱ		2
	ライセンスセミナー秘書・ビジネス実務Ⅰ		2
	ライセンスセミナー秘書・ビジネス実務Ⅱ		2
ライセンスセミナーPC文書作成		2	
ライセンスセミナーPCデータ活用		2	
卒業に必要な最低修得単位数		26	60

(注1) 授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

看護学部
看護学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
健康科学科目	身体のしくみと働	2		
	人体の構造と機能Ⅰ	2		
	人体の構造と機能Ⅱ	2		
	病態生理学	2		
	栄養と代謝	2		
	臨床心理学		2(※1)	
	復過病程からの回	疾病と治療Ⅰ	2	
		疾病と治療Ⅱ	2	
		疾病と治療Ⅲ	1	
		薬理学	2	
	健康と生活	生活健康論	1	
		精神保健	2	
疫学			2(※1,3,4)	
保健行動論			2(※1)	
社会政策と	社会保障制度	2		
	国際保健学	2		
	保健統計学		2(※1,3)	
	医療と経済		2(※1)	
	保健行政論		2(※1,3)	
看護科学科目	看護概論	2		
	看護の歴史	2		
	生活支援論	2		
	ライフサイクルにおける発達課題と健康	1		
	看護と倫理	2		
	コミュニケーション論	1		
	初期実習Ⅰ(生活をみる)	1		
	初期実習Ⅱ(コミュニケーションの実践)	1		
	大学基礎演習(看護基礎ゼミ)	1		
	療養生活支援看護	療養生活支援論(成人・高齢者)	2	
フィジカルアセスメント		2		
生活支援技術演習		1		
看護治療技術演習		1		
療養生活支援技術演習Ⅰ		3		
療養生活支援技術演習Ⅱ		2		
療養生活支援基礎実習		2		
療養生活支援実習Ⅰ(急性・回復期)		2		
療養生活支援実習Ⅱ(慢性期)		2		
療養生活支援実習Ⅲ(老化に伴う健康課題)		2		
女性支援看護と	女性の発達課題と健康	1		
	母性生活支援技術演習	2		
	母性生活支援実習	2		
	成育生活支援論	1		
	成育療養生活支援技術演習	2		
成育療養生活支援実習	2			

種別	授業科目	単位数		
		必修	選択	
看護科学科目	在宅療養生活支援論	1		
	在宅療養生活支援技術演習	2		
	ケースマネジメントと多職種連携	2		
	精神健康と生活支援	1		
	精神療養生活支援技術演習	2		
	家族の健康課題と生活支援	1		
	産業保健論		2(※3)	
	学校保健論		2(※3,4)	
	グローバルヘルスと国際看護	2		
	災害看護支援論	2		
	在宅療養生活支援実習	2		
	精神療養生活支援実習	2		
	災害看護支援技術演習		1(※2)	
	国際看護フィールドワーク		1(※2)	
健康の増進と疾病予	地域生活支援論Ⅰ	2		
	地域生活支援論Ⅱ		2(※3)	
	地域生活支援技術論		2(※3)	
	地域生活支援技術演習Ⅰ		1(※3)	
	地域生活支援技術演習Ⅱ		2(※3)	
健康教育論		2(※3)		
看護の探求と統合	看護研究法	2		
	課題研究	2		
	キャリアマネジメント	1		
	看護政策		1(※2)	
	看護システムマネジメント論	2		
	看護管理実習	2		
	統合実習	3		
保健師	地域生活支援実習		5	
	助産師コース	助産概論		2
		周産期医学		2
		助産診断・技術学Ⅰ		3
		助産診断・技術学Ⅱ		2
		助産診断・技術学Ⅲ		3
		助産技術演習Ⅰ		1
		助産技術演習Ⅱ		1
		地域母子保健		1
		助産管理論		1
助産実習			11	
養護教諭コース	養護概説		2	
	健康相談		2	
	養護実習		5	
卒業に必要な最低修得単位数		102	0	

- 健康科学科目(必修科目22単位、選択科目6単位)・・・(※1)の内、3科目6単位を選択必修とする。
看護科学科目(必修科目73単位、選択科目1単位)・・・(※2)のいずれか1科目1単位を選択必修とする。
- 保健師国家試験受験資格取得には、卒業要件に加え、(※3)と「保健師コース」の全てを修得すること。
- 助産師国家試験受験資格取得には、卒業要件に加え、「助産師コース」の全てを修得すること。
- 養護教諭一種免許状取得には、卒業要件に加え、(※4)と「養護教諭コース」と教職に関する科目の全てを修得すること。

教職に関する科目

文学部・社会学部

種別	授 業 科 目	単位数			
		中免		高免	
		必修	選択	必修	選択
教職に関する科目	教職論	2		2	
	教育原論	2		2	
	教育心理学	2		2	
	教育制度論	2		2	
	特別支援教育	2		2	
	教育課程総論 (中・高・養)	2		2	
	教科教育法Ⅰ(国語)		2		2
	教科教育法Ⅱ(国語)		2		2
	教科教育法Ⅲ(国語)		2		
	教科教育法Ⅳ(国語)		2		
	教科教育法Ⅰ(書道)				2
	教科教育法Ⅱ(書道)				2
	教科教育法Ⅰ(英語)		2		2
	教科教育法Ⅱ(英語)	8	2	4	2
	教科教育法Ⅲ(英語)	(注1)	2	(注2)	
	教科教育法Ⅳ(英語)		2		
	社会教科教育法Ⅰ		2		
	社会教科教育法Ⅱ		2		
	社会地理歴史教科教育法		2		2
	地理歴史教科教育法				2
	社会公民教科教育法		2		2
	公民教科教育法				2
	教科教育法Ⅰ(福祉)				2
	教科教育法Ⅱ(福祉)				2
	道徳教育の理論と方法(中・養)	2			
	特別活動・総合的な学習時間の理論と方法(中高養)	2		2	
	教育方法・技術(情報通信技術の活用含む中高養)	2		2	
	生徒指導論(進路指導を含む)(中・高)	2		2	
	教育相談の理論と方法(中・高・養)	2		2	
	教育実習指導	1		1	
	教育実習Ⅰ	4		2	4
	教育実習Ⅱ			(注3)	2
教職実践演習(中・高)	2		2		
教員免許取得のための必要最低単位数		37		29	

(注1)・中学1種免許は同一教科のⅠ～Ⅳの4科目8単位必修。

- ・中学1種社会免許は、社会教科教育法Ⅰ・Ⅱ、社会地理歴史教科教育法、社会公民教科教育法の4科目8単位必修。

(注2)・高校1種免許は同一教科のⅠ～Ⅱの2科目4単位必修。

- ・高校1種地理歴史免許は、社会地理歴史教科教育法、地理歴史教科教育法の2科目4単位必修。
- ・高校1種公民免許は、社会公民教科教育法、公民教科教育法の2科目4単位必修。

(注3)高校1種免許は教育実習Ⅰまたは教育実習Ⅱを選択必修。

教職に関する科目

看護学部

種別	授 業 科 目	単位数	
		養免	
		必修	選択
教職に関する科目	教職論	2	
	教育原論	2	
	教育心理学	2	
	教育制度論	2	
	特別支援教育	2	
	教育課程総論（中・高・養）	2	
	道德教育の理論と方法（中・養）	2	
	特別活動・総合的な学習時間の理論と方法（中高養）	2	
	教育方法・技術（情報通信技術の活用含む中高養）	2	
	生徒指導論（養）	2	
	教育相談の理論と方法（中・高・養）	2	
	教職実践演習（養護教諭）	2	
教員免許取得のための単位数		24	

養護実習5単位は看護学科専門教育科目で充当する。教員免許状取得のための必要最低単位数は29単位とする。

司書教諭の講習に関する科目

種別	授 業 科 目	単位数
		必修
講習科目に関する司書教諭の	学校経営と学校図書館	2
	学校図書館メディアの構成	2
	学習指導と学校図書館	2
	読書と豊かな人間性	2
	情報メディアの活用	2
学校図書館司書教諭講習の修了証書取得に必要な修得単位数		10

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部
単位の修得および試験に関する規程（案）

第 1 条 四天王寺大学（以下「大学」という。）学則第19条・20条および四天王寺大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）学則第19条・20条に定める授業科目（以下「科目」という。）の履修および試験についてこの規程において定める。

2 本条でいう修得単位数とは、卒業要件にかかる単位数をいう。

（履修科目の登録について）

第 2 条 学生は単位を修得しようとする科目について、各学期始めの定められた期間内に履修登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。ただし、単位認定について別に定めるとした科目についてはこの限りではない。

2 履修登録単位数の上限については、大学設置基準第27条の2および短期大学設置基準第13条の2に基づき学生の適切な学修量を確保するため、各年次に履修科目として登録できる単位数の上限について定める。

(1) 大学

① 学生の履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は卒業の要件として履修する授業科目とする。

② 学生の授業科目の履修登録単位数は、1学期に24単位を上限とする。

③ 履修登録単位数の上限を超えて履修できる科目は、以下の科目とする。

- ・文学部、社会学部および看護学部の「教職に関する科目」
- ・司書教諭の講習に関する科目
- ・集中講義科目
- ・卒業研究
- ・教育学部の教育実習・教育実習指導科目、保育実習・保育実習指導科目、「臨床看護学演習」、インターンシップ科目
- ・社会学部人間福祉学科の「ソーシャルワーク実習指導A」「ソーシャルワーク実習指導B」「ソーシャルワーク実習指導C」「ソーシャルワーク実習A」「ソーシャルワーク実習B」「MSWインターンシップ」

④ 累積GPAが3.5以上ある場合、次学期に履修登録単位数の上限を超えて28単位まで履修登録することができる。

⑤ 社会学部人間福祉学科および教育学部の学生のうち、教員免許状・国家資

格または国家試験受験資格の取得を希望する者は、「免許・資格科目履修申請願」を提出することにより、単位数の上限（24単位）を超えて履修することができる。

⑥ 下記認定科目については、履修登録単位数の上限を超えて単位が認定される。

- ・「外国の高等教育機関における授業科目」の認定科目
- ・「知識・技能研究Ⅰ・Ⅱ」の認定科目
- ・「大学コンソーシアム大阪」単位互換事業により単位を修得した科目
- ・「本学入学前の既修得単位」の認定科目
- ・「他の大学または短期大学等の授業科目」の認定科目
- ・「国内実地研修Ⅰ・Ⅱ」
- ・留学・海外研修・海外実地研修に関する科目

⑦ 履修登録単位数の上限は、編入・転入学生および転学部・転学科等の学生、9セメスター生以上には適用しない。

⑧ 複数学期にわたり開講する科目は学期数で除して換算する。

(2) 短期大学部

① 学生の履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は卒業の要件として履修する授業科目とする。

② 学生の授業科目の履修登録単位数は、1学期に30単位を上限とする。

③ 履修登録単位数の上限を超えて履修できる科目は、以下の科目とする。

- ・集中講義科目
- ・卒業年次生の再履修科目
- ・保育科の教育実習・教育実習指導科目、保育実習・保育実習指導科目

④ 累積GPAが3.5以上ある場合、次学期は履修登録単位数の上限を超えて32単位まで履修登録することができる。

⑤ 下記認定科目については、履修登録単位数の上限を超えて単位が認定される。

- ・「外国の高等教育機関における授業科目」の認定科目
- ・「知識・技能研究Ⅰ・Ⅱ」の認定科目
- ・「大学コンソーシアム大阪」単位互換事業により単位を修得した科目
- ・「本学入学前の既修得単位」の認定科目

- ・「他の短期大学または大学等の授業科目」の認定科目
- ・「国内実地研修Ⅰ・Ⅱ」
- ・海外研修・海外実地研修に関する科目

⑥ 履修登録単位数の上限は、5セメスター生以上には適用しない。

3 適用年度が異なる教育課程において、セメスターが下級の学生を対象とした科目の履修を認める必要があると判断される場合、教務委員会の議を経て、履修を認めることがある。

4 前項により履修を許可された者が当該科目を修得した場合、大学学則第13条第1項に基づき、卒業に要する単位として算入されない。

第3条 登録を行う場合には、担任教員に将来の学修上の希望を述べて、その指導を受けることができる。

第4条 学生がその科目を登録しているにもかかわらず、しかるべき理由なくして欠席を重ねる場合には、その科目の登録を放棄したものと認めることがある。

第5条 学生は、登録していない科目であっても、その科目担当者の許可を得て、これを臨時に聴講することができる。ただし、この場合、単位等は認定されない。

(他学部他学科履修について)

第6条 大学の学生は、当該所属学部・学科・専攻以外、又は短期大学部において開講されている専門教育科目のうち、本学が認めたものについては、当該科目担当者の許可を得たうえで登録し、これを履修することができる。単位を修得した場合、当該所属の専門教育科目を修得したものとみなし、30単位を上限として算入する。なお、本学が認める専門教育科目については、別に定める。

2 短期大学部の学生は、大学において開講されている専門教育科目のうち、本学が認めたものについては、当該科目担当者の許可を得たうえで登録し、これを履修することができる。単位を修得した場合、当該所属の専門教育科目を修得したものとみなし、12単位を上限として算入する。なお、本学が認める専門教育科目については、別に定める。

3 第1項または第2項により単位を修得した場合、編入学、転入学等の場合を除き、本規程第34条第2項、第3項および国外留学規程第9条第2項の一括認定と合わせて、大学では30単位および短期大学部では15単位を超えないものとする。

(試験について)

第7条 学生は、定められた期間内において登録した科目について、試験を受けること

ができる。

第 8 条 前条に定める試験の種別は、平常試験および定期試験とする。

第 9 条 平常試験については、各科目担当者が随時これを行うことができる。

第 10 条 定期試験は、各学期末の定められた試験期間内の試験時間割によって、これを行うものとする。ただし、各科目担当者がその必要を認めないとき、定期試験を行わない場合もある。

2 前項に定める定期試験を行う科目およびその時間割は、試験期間開始日より 2 週間前にこれを掲示する。

(成績評価について)

第 11 条 各科目の成績は、試験成績または平常の学修状況、学修報告、レポートや製作等、あるいはこの双方によって評価するものとする。

第 12 条 各科目の成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格として、その科目の単位を認定するものとする。

2 前項で定める成績の評価について、合格の評価は秀・優・良・可（100点満点のうち90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可）の4段階をもってこれを表示する。60点未満または登録したものの評価のないものは不合格とする。

3 大学学則および短期大学部学則第21条乃至第23条に定める単位を認定する場合、大学学則および短期大学部学則第20条、前項の規定にかかわらず、各科目の成績の評価は「認」と表記する。

4 第1項乃至第3項の評価については、これを学生に通知する。

5 成績の評価基準については、次の基準に基づくものとする。

評価	基準
秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている（90点以上）
優	目標を十分に達成している（80点以上90点未満）
良	目標を達成している（70点以上80点未満）
可	目標を最低限度達成している（60点以上70点未満）
不合格	目標を達成していないので再履修が必要である（60点未満）

第 13 条 次の各号のひとつに該当する者は、試験を受験しても単位は認定されない。

- (1) 各科目について、定められた期日内に登録を行っていない者
- (2) 各科目について、その出席時数が当該科目の全授業時数の3分の2に満たない者
- (3) 授業料その他の本学への納付金を未納の者

- (4) 当該学期を休学した者
- (5) 当該学期途中で退学した者

2 前項2号の規定にかかわらず、出席時数に代替する措置を講じた場合はこの限りではない。

(追試験)

第14条 病気または不時の災害その他真にやむを得ない事由によって定められた期日に試験を受けることができない者、もしくはできなかった者は追試験を願い出ることができる。

2 追試験を願い出る者は当該科目の試験終了後1週間以内に、その事由を証明する書類を添付した追試験申込書を教務部長に提出しなければならない。なお、許可する事由の詳細については、別に定める。

第15条 追試験は、追試験申込書が受理された後、科目担当者の定める期日、方法によってこれを行う。ただし、追試験実施の期日は追試験申込書の受理後5週間以内とする。追試験を筆記試験で行う場合は、別に定める時間割によってこれを行う。

第16条 前条に定める追試験を特に認められる事由により、定められた期日に受験することができない者については、学部教授会の議を経て、次の学期をこえない期間内で追試験を行うことがある。

2 前項に定める追試験を受けようとする者は、その理由を証明する書類を添付した追試験申込書を教務部長に提出しなければならない。

第17条 追試験による科目の成績評価は、第12条第1項および第2項の定めるところによるが、その上限は90点とする。

2 追試験による不合格科目については、再試験は行わない。

(再試験)

第18条 大学の文学部、社会学部、教育学部および経営学部の学生で7セメスター以降に在学する学生は、当該学期に登録し、不合格となった科目については、各科目担当者の承認を得て、当該学期の再試験期間内に再試験を受けることができる。

2 前項に定める再試験を受けることができる科目は、1学期につき3科目までとする。

3 大学看護学部看護学科に在学する学生は、当該学期に登録し、不合格となった科目については、各科目担当者の承認を得て、当該学期の再試験期間内に再試験

を受けることができる。

- 4 前項に定める再試験を受けることができる科目については、別に定め、受験科目数の上限は設けない。
- 5 第1項および第3項に定める再試験を受けようとする者は、教務部長に再試験申込書を提出しなければならない。
- 6 再試験手数料は1科目1,000円とする。

第19条 短期大学の学生は、当該学期に登録し、不合格となった科目については、各科目担当者の承認を得て、その学期の再試験期間内に再試験を受けることができる。

- 2 前項に定める再試験を受けることができる科目は、1学期につき5科目までとする。
- 3 第1項に定める再試験を受けようとする者は、教務部長に再試験申込書を提出しなければならない。
- 4 再試験手数料は1科目1,000円とする。

第20条 短期大学の学生は、当該学期以前に履修した科目のうち、その科目に登録した学期において行われた試験を受験し不合格となり、やむを得ない事由により再履修ができなかった科目については、その科目が当該学期に開講されている場合、当該学期の履修登録期間内にその科目の再試験願を教務部長に提出することができる。

- 2 再試験願が受理された者は、当該学期の再試験期間内に、その科目の試験を受けることができる。
- 3 再試験による科目の成績評価は、第12条第1項および第2項の定めるところによるが、その上限は60点とする。

第21条 再試験は試験成績発表後、3週間以内に各科目担当者の定める期日、方法によってこれを行う。ただし、再試験を筆記試験で行う場合は、別に定める時間割によってこれを行う。

第22条 再試験による科目の成績評価は、第12条第1項および第2項の定めるところによるが、その上限は60点とする。

第23条 再試験を受けるもなお卒業に要する単位に満たない者は、学部教授会および教育研究評議会の議を経て次年度相当学期の期間在学し、卒業に要する単位を修得した学期末に卒業することができる。

(不正行為について)

第 24 条 試験期間内または試験期間外に行われた試験において不正行為のあった者は、その不正行為が発覚した当該科目の成績を零点とする。

2 前項で定める試験において、同一学期内に不正行為を2度以上為した者は、当該学期の試験の成績をすべて零点とする。

(教育学部の教育職員免許状)

第 25 条 建学の精神である利他の心を主体的に実践できる高潔な人格と、豊かな専門知識および実践力、指導力をもつ優れた教員を養成することを目的とし、教育学部教育学科に履修上のコースとして、「学校教育コース」および「幼児教育保育コース」を設け、以下の教育職員免許状が取得できる教職課程を定める。

(1) 学校教育コース

小学校教諭1種

幼稚園教諭1種

中学校教諭1種(英語)

高等学校教諭1種(英語)

中学校教諭1種(数学)

高等学校教諭1種(数学)

中学校教諭1種(理科)

高等学校教諭1種(理科)

養護教諭1種

特別支援学校教諭1種(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

(2) 幼児教育保育コース

幼稚園教諭1種

小学校教諭1種

2 前項で定めた教育職員免許状のうち、取得できる免許状は以下の通りとする。

(1) 学校教育コース

教育職員免許状の取得を希望する者は、小学校教諭1種免許状が取得できる。これに加えて、幼稚園教諭1種、中学校教諭1種・高等学校教諭1種(英語)(数学)(理科)、養護教諭1種、特別支援学校教諭1種(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)の免許状のうちいずれか1つを取得できる。ただし、複数の免許状については、4年間の在学中に取得できるとは限らない。

特別支援学校教諭1種（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の取得を希望する者は、これに加えて小学校教諭1種、中学校教諭1種（英語）（数学）（理科）、高等学校教諭1種（英語）（数学）（理科）の中からいずれか1つの免許状を取得しなければならない。

(2) 幼児教育保育コース

教育職員免許状の取得を希望する者は、幼稚園教諭1種免許状を必ず取得すること。その上で、小学校教諭1種免許状を取得できる。ただし、小学校教諭1種免許状については4年間の在学中に取得できるとは限らない。

3 取得を希望する免許状の組み合わせによっては、願い書を教育学部長に提出しなければならない。願い書に基づき審査委員会を開催して検討し、許可された場合、希望する教育職員免許状を取得することができる。ただし、4年間の在学中に取得できるとは限らない。

4 審査委員会の委員長を教育学部長とし、他の委員を次のように構成する。

- (1) 教職教育推進センター長
- (2) 教育学科長
- (3) コース主任
- (4) 当該学生のクラス担任
- (5) その他委員長が必要と認めた者

（文学部および社会学部の「教育実習」等への参加要件について）

第26条 大学文学部および社会学部で中学校教諭免許状の取得を希望する者は、「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」による「介護等の体験」（以下「介護等の体験」という。）を修了しなければならない。「介護等の体験」に参加する前年度までに次の要件を充たせば在学5セメスター以降、これに参加することができる。

- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2科目2単位を含んで70単位以上であること。
- (2) 教職に関する科目「教職論」「教育原論」「教育心理学」のうち、2科目4単位以上を修得していること。
- (3) 本学の定める「介護等の体験」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。

2 中学校教諭免許状または高等学校教諭免許状の取得を希望する者の「教育実習

I」または「教育実習Ⅱ」については、参加する前年度までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学7セメスター以降、参加することができる。

- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2科目2単位を含んで100単位以上であること。
 - (2) 教職に関する科目「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」のうち、3科目6単位以上を修得していること。
 - (3) 「教育実習Ⅰ」または「教育実習Ⅱ」の該当教科の教職に関する科目「教科教育法」の単位をすべて修得していること。なお、「教科教育法」の履修の要件は次項で定める。
 - (4) 「国語」教諭免許状の取得を希望する者は、文学部日本学科専門教育科目「国語教育論A」および「国語教育論B」の2科目4単位を修得していること。
 - (5) 「社会」、「公民」または「地理歴史」教諭免許状の取得を希望する者は、累積GPAが2.0以上であること。
 - (6) 本学の定める教育実習参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
 - (7) 「教育実習Ⅰ」4単位の取得を希望する者は、「介護等の体験」を修了していること。
- 3 「教科教育法」のうち次に規定する科目の履修を希望する者は、履修する前学期までに次の要件を充たさなければならない。
- (1) 教職に関する科目「教科教育法Ⅱ（国語）」の履修を希望する者は、文学部日本学科専門教育科目「古典Ⅰ（日本）」「古典Ⅱ（中国）」「日本語学Ⅰ」「日本語学Ⅱ」「日本文学史Ⅰ（近現代）」「日本文学史Ⅱ（古典）」「日本語文法Ⅰ（現代）」「日本語文法Ⅱ（古典）」「日本文学論Ⅰ（近現代）」「日本文学論Ⅱ（古典）」「国語教育論A」「国語教育論B」のうち、20単位以上を修得し、かつそれらの科目群のGrade Pointの平均が2.0以上であること。
 - (2) 教職に関する科目「教科教育法Ⅰ（英語）」の履修を希望する者は、CASEC600点以上、実用英語技能検定2級以上またはTOEIC550点以上のいずれかの点数または等級を取得していること。
 - (3) 教職に関する科目「教科教育法Ⅱ（英語）」の履修を希望する者は、文学部国際コミュニケーション学科専門教育科目「英語圏文化概説」「異文化理解」

「英文法Ⅰ」「英文法Ⅱ」「ベーシックコミュニケーションⅢ」「ベーシックコミュニケーションⅣ」「Oral CommunicationⅠ」「Oral CommunicationⅡ」「英語音声学」「英語学概説」「英語学」のうち、16単位以上を修得していること。また、累積GPAが2.5以上であること。

- (4) 教職に関する科目「社会教科教育法Ⅰ」「社会教科教育法Ⅱ」「社会地理歴史教科教育法」「地理歴史教科教育法」「社会公民教科教育法」「公民教科教育法」の履修を希望する者は、卒業に必要となる修得単位数が、社会学部社会学科専門教育科目「社会科教育研究Ⅰ」および「社会科教育研究Ⅱ」の2科目4単位を含んで80単位以上であること。また、累積GPAが2.0以上であること。
- (5) 教職に関する科目「社会公民教科教育法」「公民教科教育法」「教科教育法Ⅰ（福祉）」「教科教育法Ⅱ（福祉）」の履修を希望する者は、教職に関する科目「教職論」「教育原論」「教育心理学」「特別支援教育」のうち3科目6単位以上を修得していること。また、累積GPAが2.0以上であること。
- 4 病気その他真にやむを得ない事由によって第1項、第2項または第3項の要件を充たしていないが、実習を希望する者は、その事由を証明する書類等を添付した願い書を教務部長に提出しなければならない。その上で、次の通り定める。
- (1) 「介護等の体験」については、願い書に基づき教職教育推進センター長と当該学生所属の学科長が協議し、許可された場合、次年度以降に参加できるものとする。
- (2) 教育実習の参加については、願い書に基づき教職教育推進センター長と当該学生所属の学科長、その科目担当者が協議し、許可された場合、次年度以降に参加できるものとする。
- 5 編入学、転入学、転学部・転学科等の場合には第1項第2号および第3項を適用しない。ただし、第1項第1号および第2項第1号は「基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2科目2単位を修得していること。」、第2項第3号は「「教育実習Ⅰ」または「教育実習Ⅱ」の該当教科の教職に関する科目「教科教育法」の単位をすべて修得していること。」、第2項第5号は「「社会」、「公民」または「地理歴史」教諭免許状の取得を希望する者は、社会学部社会学科専門教育科目「社会科教育研究Ⅰ」および「社会科教育研究Ⅱ」の2科目4単位を修得し、かつ累積GPAが2.0以上であること。」として適用する。
- 6 科目等履修生には第2項第5号を適用しない。また、第3項第1号は「教職に関

する科目「教科教育法Ⅱ（国語）」の履修を希望する者は、文学部日本学科専門教育科目「古典Ⅰ（日本）」「古典Ⅱ（中国）」「日本語学Ⅰ」「日本語学Ⅱ」「日本文学史Ⅰ（近現代）」「日本文学史Ⅱ（古典）」「日本語文法Ⅰ（現代）」「日本語文法Ⅱ（古典）」「日本文学論Ⅰ（近現代）」「日本文学論Ⅱ（古典）」「国語教育論A」「国語教育論B」のうち、20単位以上を修得していること。」、第3項第2号は「教職に関する科目「教科教育法Ⅰ（英語）」の履修を希望する者は、CASEC600点以上、実用英語技能検定2級以上またはTOEIC550点以上のいずれかの点数または等級を取得していること。」、第3項第3号は「教職に関する科目「教科教育法Ⅱ（英語）」の履修を希望する者は、文学部国際コミュニケーション学科専門教育科目「英語圏文化概説」「異文化理解」「英文法Ⅰ」「英文法Ⅱ」「ベーシックコミュニケーションⅢ」「ベーシックコミュニケーションⅣ」「Oral CommunicationⅠ」「Oral CommunicationⅡ」「英語音声学」「英語学概説」「英語学」のうち、16単位以上を修得していること。」、第3項第4号は「教職に関する科目「社会教科教育法Ⅰ」「社会教科教育法Ⅱ」「社会地理歴史教科教育法」「地理歴史教科教育法」「社会公民教科教育法」「公民教科教育法」の履修を希望する者は、社会学部社会学科専門教育科目「社会科教育研究Ⅰ」および「社会科教育研究Ⅱ」の2科目4単位を修得していること。」、第3項第5号は「教職に関する科目「社会公民教科教育法」「公民教科教育法」「教科教育法Ⅰ（福祉）」「教科教育法Ⅱ（福祉）」の履修を希望する者は、教職に関する科目「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」のうち3科目6単位以上を修得していること。」として適用する。

（教育学部の教育実習等への参加要件について）

第27条 大学教育学部教育学科で小学校教諭免許状または中学校教諭免許状の取得を希望する者は、「介護等の体験」を修了しなければならない。「介護等の体験」に参加する前年度までに次の要件を充たせば、在学3セメスター以降、これに参加することができる。

- (1) 「介護等の体験」に参加する前年度の夏学期終了時に、卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」の1単位を含んで15単位以上であること。
- (2) 本学の定める「介護等の体験」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。

- 2 大学教育学部教育学科で小学校教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学 5 Semester 以降、教育実習に参加することができる。
 - (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の 2 単位を含んで 50 単位以上であること。
 - (2) 専門教育科目「教職論」「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」のうち、2 科目 4 単位以上を修得していること。
 - (3) 専門教育科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を修得していること。
 - (4) 本学の定める教育実習参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
 - (5) 「介護等の体験」を修了していること。
- 3 学校教育コースで特別支援（知・肢・病）教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学 5 Semester 以降、「教育実習」に参加することができる。
 - (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の 2 単位および専門教育科目 50 単位以上であること。
 - (2) 専門教育科目「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」「教職論」のうち、2 科目 4 単位以上を修得していること。
 - (3) 「特別支援教育概論」「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「知的障害教育論」の単位を修得していること。
 - (4) 本学の定める「教育実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
- 4 幼児教育保育コースまたは学校教育コースで幼稚園教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学 5 Semester 以降、「教育実習」に参加することができる。
 - (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の 2 単位を含んで 50 単位以上であること。
 - (2) 専門教育科目「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」「教職論」のうち、2 科目 4 単位以上を修得していること。
 - (3) 専門教育科目「幼児教育課程総論」「保育内容の理論と方法（健康）」「保

育内容の理論と方法（人間関係）」「保育内容の理論と方法（環境）」「保育内容の理論と方法（言葉）」のうち、4科目8単位以上を修得していること。

- (4) 本学の定める「教育実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
- 5 学校教育コースで英語教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学5 Semester以降、「教育実習」に参加することができる。
- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2単位を含んで50単位以上であること。
- (2) 専門教育科目「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」「教職論」のうち、2科目4単位以上を修得していること。
- (3) 「中等英語科教育法Ⅰ」「中等英語科教育法Ⅱ」「英語学概論」「ベーシックコミュニケーションⅠ」「ベーシックコミュニケーションⅡ」の単位を修得していること。
- (4) 専門教育科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を修得していること。
- (5) 本学の定める「教育実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
- (6) 「教育実習Ⅰ（英語）」4単位の取得を希望する場合は、「介護等の体験」を修了していること。
- 6 学校教育コースで数学教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学5 Semester以降、「教育実習」に参加することができる。
- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2単位および専門教育科目50単位以上を含むこと。
- (2) 専門教育科目「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」「教職論」のうち、2科目4単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目「数学的リテラシー」「子どもの発達と算数・数学」「中等数学科教育法Ⅰ」「中等数学科教育法Ⅱ」の単位を修得していること。
- (4) 専門教育科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を修得していること。

- (5) 本学の定める「教育実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
- (6) 「教育実習Ⅰ（数学）」4単位の取得を希望する場合は、「介護等の体験」を修了していること。
- 7 学校教育コースで理科教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学5 Semester以降、「教育実習」に参加することができる。
- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2単位および専門教育科目50単位以上を含むこと。
- (2) 専門教育科目「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」「教職論」のうち、2科目4単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目「物理学Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物学Ⅰ」「地学Ⅰ」のうち、1科目2単位以上を修得していること。
- (4) 専門教育科目「物理学実験」「化学実験」「生物学実験」「地学実験」のうち、1科目1単位以上を修得していること。
- (5) 専門教育科目「中等理科教育法Ⅰ」「中等理科教育法Ⅱ」の単位を修得していること。
- (6) 専門教育科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を修得していること。
- (7) 本学の定める「教育実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。
- (8) 「教育実習Ⅰ（理科）」4単位の取得を希望する場合は、「介護等の体験」を修了していること。
- 8 学校教育コースで養護教諭免許状の取得を希望する者は、参加する前年度までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学5 Semester以降、「養護実習」に参加することができる。
- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2単位を含んで50単位以上であること。
- (2) 専門教育科目「教育原論」「特別支援教育」「教育心理学」「教職論」のうち、2科目4単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目「養護概説」「学校看護学Ⅰ（基礎）」「学校看護学Ⅱ（疾病

I)」「学校看護学Ⅲ（疾病Ⅱ）」「学校救急処置」の単位を修得していること。

(4) 専門教育科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を修得していること。

(5) 本学の定める「教育実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。

9 病気その他真にやむを得ない事由によって第1項乃至第7項の要件を充たしていないが、実習を希望する者は、その事由を証明する書類等を添付した願い書を教職教育推進センター長に提出しなければならない。その上で、次の通り定める。

(1) 「介護等の体験」については、願い書に基づき第25条に規定する審査委員会を開催して検討し、許可された場合、次年度以降に参加できるものとする。

(2) 「教育実習」については、願い書に基づき第25条に規定する審査委員会を開催してその科目担当者とともに検討し、許可された場合、次年度以降に参加できるものとする。

10 編入学、転入学、転学部・転学科の場合には第1項乃至第7項を適用しない。

(教育学部における保育士資格の取得について)

第27条の2 大学教育学部教育学科幼児教育保育コースで保育士養成課程科目の履修を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学4 Semester 以降、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」を履修し「保育実習Ⅰ（保育所）」に参加することができる。

(1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2科目2単位を含んで55単位以上であること。

(2) 専門教育科目「教育原論」「保育原理」「社会福祉」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」「保育者論」「保育内容総論」「乳児保育Ⅰ」「子どもの保健」のうち7科目14単位以上を修得していること。

(3) 専門教育科目「音楽への扉」1科目2単位を修得していること。

2 大学教育学部教育学科幼児教育保育コースで保育士養成課程科目の履修を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学4 Semester 以降、「保育実習指導Ⅰ（施設）」を履修し「保育実習Ⅰ（施設）」に参加することができる。

- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2科目2単位を含んで55単位以上であること。
 - (2) 専門教育科目「保育原理」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」の3科目6単位を修得していること。
- 3 大学教育学部教育学科幼児教育保育コースで保育士養成課程科目の履修を希望する者は、参加する前 Semester までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学6 Semester 以降、「保育実習Ⅱ（保育所）」または「保育実習Ⅲ（施設）」に参加することができる。
- (1) 卒業に必要となる修得単位数が、専門教育科目「音楽実践演習（声楽）」「音楽実践演習（弾き歌い）」の2科目2単位を含んで85単位以上であること。
 - (2) 「保育実習Ⅰ（保育所）」および「保育実習Ⅰ（施設）」を終えていること。
- 4 病気その他真にやむを得ない事由によって第1項乃至第3項の要件を充たしていないが、保育実習を希望する者は、その事由を証明する書類等を添付した願い書を教育学部長に提出しなければならない。その上で、願い書に基づき第25条に規定する審査委員会を開催してその科目担当者とともに検討し、許可された場合、次年度以降に参加できるものとする。

(看護学部の「看護実習」の参加条件について)

第28条 大学看護学部看護学科で看護師国家試験受験資格の取得を希望する者は、参加するまでに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学3 Semester 以降「療養生活支援基礎実習」に参加することができる。

- (1) 専門教育科目「看護概論」、「生活支援技術演習」、「看護治療技術演習」、「初期実習Ⅰ（生活をみる）」、「初期実習Ⅱ（コミュニケーションの実践）」の5科目6単位を修得していること。
- 2 大学看護学部看護学科で看護師国家試験受験資格の取得を希望する者は、参加する前年度までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学5 Semester 以降「療養生活支援実習Ⅰ（急性・回復期）」、「療養生活支援実習Ⅱ（慢性期）」、「療養生活支援実習Ⅲ（老化に伴う健康課題）」、「母性生活支援実習」、「成育療養生活支援実習」、「在宅療養生活支援実習」、「精神療養生活支援実習」、「看護管理実習」に参加することができる。
- (1) 「初期実習Ⅰ（生活をみる）」、「初期実習Ⅱ（コミュニケーションの実践）」、「療養生活支援基礎実習」の3科目4単位を修得していること。

3 大学看護学部看護学科で看護師国家試験受験資格の取得を希望する者は、参加する前年度までに次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学7 Semester以降「統合実習」に参加することができる。

- (1) 「療養生活支援実習Ⅰ（急性・回復期）」、「療養生活支援実習Ⅱ（慢性期）」、「療養生活支援実習Ⅲ（老化に伴う健康課題）」、「母性生活支援実習」、「成育療養生活支援実習」、「在宅療養生活支援実習」、「精神療養生活支援実習」、「看護管理実習」の8科目16単位を修得していること。
- (2) ただし、やむを得ない事由によって要件を満たしていない場合は、6科目12単位を修得していれば、その科目担当者を含めた協議の上、学部長が実習の参加を認めることがある。

（看護学部における保健師国家試験受験資格の取得について）

第29条 大学看護学部看護学科で保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、4 Semester終了までに次の要件を充たし、選抜試験に合格しなければならない。選抜試験合格者は年度毎に最大10名とする。なお、選抜試験の受験機会は1人1回のみとする。

- (1) 基礎教育科目「和の精神Ⅰ」、「和の精神Ⅱ」、「仏教概説」、「現代社会と人権」の4科目6単位を修得していること。
 - (2) 共通教育科目の教養教育科目が「生物学」1科目2単位を含んで8単位以上であること。
 - (3) 共通教育科目の語学・情報科学科目が「統計学」、「上級英語Ⅰ」、「上級英語Ⅱ」、「上級英語Ⅲ（医療英語）」、「上級英語Ⅳ（英語論文読解）」の5科目6単位を含んで10単位以上であること。
 - (4) 専門教育科目の4 Semesterまでに配当された必修科目35科目55単位および「保健行政論」、「保健統計学」、「疫学」、「学校保健論」、「産業保健論」、「健康教育論」の6科目12単位を修得していること。
- 2 大学看護学部看護学科で保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学7～8 Semesterにおいて「地域生活支援実習」に参加することができる。
- (1) 前項の選抜試験に合格していること。
 - (2) 専門教育科目の6 Semesterまでに配当された必修科目51科目88単位および「地域生活支援技術論」、「地域生活支援論Ⅱ」、「地域生活支援技術演習

I」、「地域生活支援技術演習Ⅱ」の4科目7単位を修得していること。

(看護学部における助産師国家試験受験資格の取得について)

第30条 大学看護学部看護学科で助産師国家試験受験資格の取得を希望する者は、5 Semester終了までに次の要件を充たし、選抜試験に合格しなければならない。選抜試験合格者は年度毎に最大5名とする。

- (1) 基礎教育科目「和の精神Ⅰ」、「和の精神Ⅱ」、「仏教概説」、「現代社会と人権」の4科目6単位を修得していること。
- (2) 共通教育科目の教養教育科目が「生物学」1科目2単位を含んで8単位以上であること。
- (3) 共通教育科目の語学・情報科学科目が「統計学」、「上級英語Ⅰ」、「上級英語Ⅱ」、「上級英語Ⅲ(医療英語)」、「上級英語Ⅳ(英語論文読解)」の5科目6単位を含んで10単位以上であること。
- (4) 専門教育科目の5 Semesterまでに配当された必修科目43科目72単位および「助産学概論」の1科目2単位を修得していること。

2 大学看護学部看護学科で助産師国家試験受験資格の取得を希望する者は、次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学7 Semester以降「助産実習」に参加することができる。

- (1) 前項の選抜試験に合格していること。
- (2) 専門教育科目の6 Semesterまでに配当された必修科目51科目87単位および「周産期医学」、「助産診断・技術学Ⅰ」、「助産技術学演習Ⅰ」、「助産診断・技術学Ⅱ」、「助産診断・技術学Ⅲ」、「助産技術学演習Ⅱ」の6科目12単位を修得していること。

(看護学部における「養護教諭一種」免許状の取得について)

第31条 大学看護学部看護学科で養護教諭一種免許状の取得を希望する者は、4 Semester終了までに次の要件を充たし、選抜試験に合格しなければならない。選抜試験合格者数は年度毎に20人程度とする。

- (1) 基礎教育科目「和の精神Ⅰ」、「和の精神Ⅱ」、「仏教概説」、「現代社会と人権」の4科目6単位を修得していること。
- (2) 共通教育科目が「生物学」、「日本国憲法」、「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「統計学」、「上級英語Ⅰ」、「上級英語Ⅱ」、「上級英語Ⅲ(医療英語)」、「上級英語Ⅳ(英語論文読解)」の9科目12単位および「情報処理演

習Ⅰ」または「情報処理演習Ⅱ」いずれか1科目2単位を含んで16単位以上であること。

- (3) 専門教育科目で4 Semesterまでに配当された必修科目35科目55単位および「疫学」、「学校保健論」、「養護概説」の3科目6単位を修得していること。
 - (4) 教職に関する科目「教職論」、「教育原論」、「教育心理学」、「特別支援教育」、「教育方法・技術（情報通信技術の活用含む中高養）」、「生徒指導論（養）」、「教育相談の理論と方法（中・高・養）」の7科目14単位を修得していること。
- 2 大学看護学部看護学科で養護教諭一種免許状の取得を希望する者は、次の要件を充たし、その科目担当者の許可を得たうえで、在学7 Semester以降「養護実習」に参加することができる。
- (1) 前項の選抜試験に合格していること。
 - (2) 専門教育科目で6 Semesterまでに配当された必修科目51科目88単位および「健康相談」の1科目2単位を修得していること。
 - (3) 教職に関する科目「教育制度論」、「教育課程総論（中・高・養）」、「特別活動・総合的な学習時間の理論と方法（中・高・養）」の3科目6単位を修得していること。
 - (4) 本学の定める「養護実習」参加のためのガイダンス等にすべて出席していること。

（短期大学の「教育実習」等への参加要件について）

第 32 条 短期大学部保育科で幼稚園教諭免許状取得を希望する者は、次の要件を充たせば、在学2 Semester以降、「教育実習Ⅰ（幼稚園）」に参加することができる。

- (1) 基礎教育科目「和の精神Ⅰ」1科目1単位を修得していること。
 - (2) 専門教育科目「教育実習指導Ⅰ（幼稚園）」を履修し、担当教員の許可を得ていること。
 - (3) 専門教育科目「音楽Ⅰ（器楽）」を履修し、担当教員の許可を得ていること。
- 2 短期大学部保育科で幼稚園教諭免許状または保育士資格の取得を希望する者は、次の要件を充たせば、在学3 Semester以降、実習に参加することができる。

る。

- (1) 在学2 Semesterを終了し、卒業に必要となる修得単位数が基礎教育科目「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2科目2単位を含んで35単位以上であること。
 - (2) 専門教育科目「保育原理」「保育の心理学Ⅰ」「保育者論」のうち、2科目4単位以上を修得していること。
 - (3) 専門教育科目「音楽Ⅰ（器楽）」および「音楽Ⅱ（器楽）」の2科目を履修し、担当教員の許可を得ていること。
 - (4) 各実習に該当する「実習指導」を履修したうえで、その科目担当者の許可および保育科の承認を得ていること。
- 3 病気その他真にやむを得ない事由によって前項の要件を充たしていないが、実習を希望する者は、その事由を証明する書類等を添付した願い書を教職教育推進センター長に提出しなければならない。その上で願い書に基づき教職教育推進センター長と当該学生所属の学科長、その科目担当者と協議し、許可された場合、「教育実習Ⅰ」については3 Semester以降に、「教育実習Ⅱ」については4 Semester以降に、「保育実習Ⅰ（保育所）」および「保育実習Ⅰ（施設）」については3 Semester以降に、「保育実習Ⅱ（保育所）」または「保育実習Ⅲ（施設）」については4 Semester以降に参加できるものとする。

（卒業研究の履修要件について）

第 33 条 「卒業研究」を選択しこれを履修するためには、在学7 Semesterを終了し、「和の精神Ⅰ」および「和の精神Ⅱ」の2単位を含んで、卒業に必要となる修得単位数が90単位以上であること。

（単位の認定）

第 34 条 教育上有益と認めるときは、大学学則第21条、第22条、第23条、または短期大学部学則第21条、第22条、第23条の定めるところにより単位を認定することができる。

- 2 単位認定については、個別認定方式または一括認定方式をもって行う。
- 3 一括認定方式で認定される単位数は、編入学、転学等の場合を除き、大学においては30単位、短期大学部においては15単位を超えないものとする。ただし、ダブルディグリー取得による留学の一括認定は、ダブルディグリー取得に関する規程による。

4 入学前に修得した単位の認定については、別に定める。

(認定科目の先決優先)

第 35 条 前条第 2 項で個別認定された科目は先決優先とし、上限を超えた場合にその科目を既認定科目と入れ替えることはできない。

附 則

- 1 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
- 2 省略
- 3 本規程は、平成 10 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。なお、平成 9 年度以前入学生については、なお従前の規程を適用するとともに、平成 4 年以前入学生についての経過措置もなお従前のものを適用する。
- 4 本規程は、平成 13 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
- 5 本規程は、平成 16 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
ただし、平成 15 年度以前入学生については、なお従前の規程を適用する。
- 6 本規程は、平成 17 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
- 7 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 19 年度以前入学生については、第 1 条および第 12 条第 1 項、第 3 項および第 4 項を除いて、なお従前の規程を適用する。
- 8 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 21 年度以前入学生については、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。
- 9 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 23 年度以前入学については、次のとおり定める。
 - (1) 第 6 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、単位の認定については、なお従前のとおりとする。また、第 6 条第 3 項については、適用しない。
 - (2) 第 26 条乃至第 29 条の規定にかかわらずなお従前の規定を適用する。
- 11 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 24 年度以前入学生についてはなお従前の規程を適用する。
- 12 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 25 年度以前入学生についてはなお従前の規程を適用する。
- 13 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 27 年度以前入学生については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

- 14 この規程は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成27年度以前入学生については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の規程を適用する。
- 15 この規程は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成30年度以前入学生については、第2条第3項、第2条第4項および第25条乃至第33条の規定にかかわらず、なお従前の規程を適用する。
- 16 この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。
- 17 この規程は、令和2年8月1日から一部改正し施行する。
- 18 この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和2年度以前の入学生および令和3年度と令和4年度の編入生・転入生については、第25条1項3号、第25条2項3号、第27条5項および第27条9項の規定にかかわらず、なお、従前の規程を適用する。
- 19 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和元年度以降の入学生により令和3年7月1日から適用する。
- 20 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和3年度以前入学生および令和4年度、令和5年度の編入および転学部・転学科の入学生については、別に定める。
- 21 この規程は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。
- 22 この規程は、令和6年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和5年度以前入学生については、なお従前の規程を適用する。